

# フランスの裁判制度(1)

中 村 義 孝\*

## 目 次

序

フランスの裁判制度の特徴

1. 近代以降の裁判制度の変遷
2. 権力分立と司法権
3. 司法権と立法権
4. 司法権と行政権
5. 裁判機構の二元性
6. 二審制の原則
7. 民事裁判と刑事裁判の統一性の原則
8. 合議制の原則
9. 適合性の原則
10. 事物管轄権と地域管轄権
11. 司法官職の統一性(裁判官と検察官)
12. 裁判の無償原則

司法機構に属する民事の裁判機関

1. 民事の第一審裁判機関
  - A. 普通法上の民事の第一審裁判機関
    - 1) 大審裁判所
    - 2) 小審裁判所
    - 3) 簡易裁判所
  - B. 民事の特別裁判機関
    - 1) 商事裁判所
    - 2) 労働審判所
    - 3) 農事貸借同数裁判所
    - 4) 社会保障事件裁判機関
      - ) 社会保障事件裁判所
      - ) 労働災害被害者裁判機関
    - a) 労働災害訴訟裁判所

---

\* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

- b) 労働災害被害者および労働災害保険補償料国家法院
  - 2. 民事の第二審裁判機関：控訴院（以上本号）  
司法機構に属する刑事の裁判機関（以下次号）
  - 1. 刑事の第一審裁判機関
    - A. 普通法上の刑事の第一審裁判機関
      - 1) 予審裁判機関
        - a) 予審裁判官
        - b) 予 審 部
      - 2) 判決裁判機関
        - a) 簡易裁判所
        - b) 違警罪裁判所
        - c) 軽罪裁判所
        - d) 重 罪 院
    - B. 刑事の特別裁判機関
      - 1) 未成年者裁判機関
        - ) 少年事件担当裁判官
        - ) 少年裁判所
        - ) 未成年者重罪院
      - 2) 政治的性質をもつ刑事裁判機関
      - 3) 軍事的性質をもつ刑事裁判機関
  - 2. 刑事の第二審裁判機関：控訴院の軽罪部、重罪院
  - 最高裁判機関：破棄院
  - 行政機構に属する裁判機関
    - 1. 行政裁判所
    - 2. 行政控訴院
    - 3. コンセイユ・デタ
    - 4. 会計検査院
    - 5. 州会計検査委員会
  - 権限裁判所
  - 憲法上の裁判機関
    - 1. 憲 法 院
    - 2. 高 等 法 院
    - 3. 共和国司法院
    - 4. 司法官職高等評議会
- 資料 フランス憲法

## 序

本稿の表題を「フランスの司法制度」ではなく「フランスの裁判制度」としたのはそれなりの理由がある。

日本の場合は、司法権はすべて最高裁判所と法律によって設置される下級裁判所に属している。

フランスの場合は、日本と違って、司法機構に属する司法裁判機関と行政機構の属する行政裁判機関の2系統の裁判機関があり、さらにそれ以外にも憲法院や権限裁判所などの特別な裁判機関がある。それらの裁判機関をすべて含むためには、司法制度ではなくて裁判制度としなければならないからである。

日本には、フランスの個別の裁判制度について扱った論文はいくつかあるが、現在のフランスの裁判制度全体について扱った書物はないのではなからうか。日本の現行裁判制度が最善のものだというわけではなからう。日本の裁判制度について考察するとき、明治の初期に日本が近代的な西洋流の裁判制度を築き上げる際に手本にしたフランスの制度が現在どうなっているのかを全体的に検討してみることは、決して無駄ではないと考える。さらに、筆者は、これまでいくつかの時代の刑事裁判制度を個別に取り扱ったことはあるが、一度全体的に検討する必要も痛感していた。そういったいろんな意味で、本稿では、日本の制度とはかなり違うフランスの現行裁判制度を全体として概観する。

フランスの裁判制度は、日本の裁判制度とはかなり異なっているが、それについては本文で述べる。

フランスの裁判制度の特徴をみる場合に必要なこととして、比較法的視点を指摘することができる。日本の裁判制度と較べてどう異なっているか、両者の長所または短所と考えられる点をまずは主観を抜きにして比較する

ことが重要である。そうすることによってはじめて、フランスの裁判制度の特徴を日本人の目線で確認することができるからである。

フランスの裁判制度についてみる前提として、最初に、フランスの国土や人口について概観しておく。

フランスの国土面積は海外領土を含めると約67万平方km(日本の国土面積は約38万平方kmであるからその1.8倍)、本土だけでは54万平方km(日本の1.4倍)、人口は約6,500万人(日本の人口は約1億2700万人であるからその50%)である。

フランスの地方公共団体としては、州(région)、県(département)およびコミューン(commune)<sup>1)</sup>、そして特別な地位にある公共団体および海外領土がある(資料:フランス憲法72条1項参照)。

州は広域行政の必要から2県ないし7県を統合しており本土は22州に分かれている。

県は国の行政区画であるとともに一定の自主性をもった地方公共団体でもあり、本土は96県に分かれ、県名のA、B、C順に01から95までの2桁番号が付されている(コルシカ島は2Aと2Bの2県に分かれている)。本土県以外に海外県・州(Département et région d'outre-mer: DOMまたはDROMと略記される)と称される領土がある。それらは、ギアナ(Guyane)、ガドゥループ(Guadeloupe)、マルチ尼克(Martinique)、レユニオン(Réunion)である。それ以外にも海外自治体(Collectivité d'outre-mer)と呼ばれる所がある。フランス領ポリネシア(Polynésie française)、サン・ピエール・エ・ミクロン(Saint-Pierre-et-Miquelon)、マイヨット(Mayotte)などがそれに当たるし、さらに特別な地位にあるニュー・カレドニア(Nouvelle-Calédonie)がある。

コミューンは、国の行政区画であるとともに地方公共団体としての二重の性格をもった最小の行政単位である。コミューンの数は、2009年1月1日現在フランスには約37,000あり、その内の112は海外にある。最も人

口の多いコミューンはパリで約220万人(パリはコミューンであるとともに県でもあるという特殊な地位にある),次いでマルセイユで人口84万人。人口20万人以上のコミューンは11,人口2,000人以下のコミューンが全体の25%で,200人未満のコミューンが10,000以上あるから,コミューンの人口規模の小ささが判る。最小のコミューンはCastelmoron-d'Albert(ジロンド Gironde 県にある)で人口62人,面積0.038平方kmであり,Plessix-Balissou(ブルターニュ半島のコート・ダルモール Côtes d'Armor 県にある)は人口83人,面積0.08平方km,Vaudherland(ヴァル・ドワーズ Val-d'Oise 県にある)は人口88人,面積0.09平方kmである。

日本には都道府県は47あり,市町村の数は1750あるが,フランスのコミューンのような極端に人口の少ない市町村はない。

裁判所の位置づけや役割は,フランスと日本では大いに異なっており,それについては後に述べる。フランスには,司法機構に属する裁判所と行政機構に属する裁判所と二系統の裁判所があることは,日本と較べて最も大きな違いである。司法機構に属する裁判所にも,普通法裁判所と特別裁判所がある。普通法裁判所に限ってその数だけを見ると次のようになる。

フランスでは司法機構に属する裁判機関の頂点には唯一の破棄院(Cour de cassation)があり,その下に35(うち5は海外)の控訴院(cour d'appel)がおかれている。

控訴院の下に第一審の民事裁判所としては158の大審裁判所(tribunal de grande instance)<sup>2)</sup>,305の小審裁判所(tribunal d'instance)<sup>3)</sup>,303の簡易裁判所(jurisdiction de proximité)<sup>4)</sup>が設置されているが,そのほかにも特別裁判機関がある。

第一審の刑事裁判機関としては,102(海外を含む)の重罪院(cour d'assises),大審裁判所の刑事組織としての軽罪裁判所(tribunal correctionnel),小審裁判所の刑事組織である違警罪裁判所(tribunal de police)および簡易裁判所(jurisdiction de proximité)が設置されている。

また、海外には二つの控訴上級裁判所 (tribunal supérieur d'appel) および五つの第 1 審裁判所 (tribunal de première instance) が設置されている。

行政機構に属する裁判機関としては、最上位にコンセイユ・デタ (Conseil d'État) があり、その下に 8 行政控訴院 (Cour administrative d'appel), さらにその下に 36 の行政裁判所 (tribunal administratif) が設置されている。行政機構に属する裁判機関としては、このほかに会計検査院 (Cour des comptes), 州会計検査委員会 (Chambre régionale des comptes) などがある。

さらに、上記の裁判機関以外にも憲法上の裁判機関として、法律の合憲性審査権などをもって司法機構にも行政機構にも属さない憲法院 (Conseil constitutionnel), 大統領や大臣に対する裁判権をもっている高等法院 (Haute cour) や共和国司法院 (Cour de justice de la République) がある。

フランスは、ヨーロッパ共同体の構成国である。従って、フランスの裁判制度を全体として検討するためには、ヨーロッパ共同体の裁判所、たとえば、ヨーロッパ人権法院 (Cour européenne des droits de l'homme: 日本ではヨーロッパ人権裁判所と訳されている), ヨーロッパ共同体司法院 (Cour de justice des Communautés européennes), ヨーロッパ共同体第一審裁判所 (Tribunal de première instance des Communautés européennes) なども視野に入れなければならないが、本稿ではフランスの国内裁判所に限定し、ヨーロッパ共同体の裁判所については省略している。

日本の場合は、裁判所の頂点に最高裁判所があり、その下に八つの高等裁判所がおかれ、さらにその下には 50 の地方裁判所, 50 の家庭裁判所, 438 の簡易裁判所が設置されている。

以下では、上のことを前提として、フランス国内の裁判制度について検討する。

フランスの法令は、日本と違って、かなり頻繁に改正される。改正といっても、一つの法典全体を全面改正することは珍しく、単行法またはオルドナンス (ordonnance) やデクレ (décret)<sup>5)</sup> を制定して、それを法典の中に編入するという方法での部分改正が多い。但し、現行民事訴訟法典 (nouveau Code de procédure civile) は1975年に、また現行刑法典 (Code pénal) は1992年に、全面改正されたが、その後もいく度か部分改正がなされている。現行憲法も1958年に制定されて以来2008年までに19回部分改正されている。行政裁判法典 (Code de justice administrative) は、2009年に大幅に改正されている。

フランスには日本のように主たる法律を一冊にまとめた便利な『六法全書』はなく、法典ごとにそれに関連する法令を一緒に集録したかなり分厚い単行の法典集が、Daloz 社と Litec 社から毎年出版されている。しかし、それらの最新の版でも新しい改正に追いついていない状況である。

最新の条文を参照しようと思えば、インターネットに頼るしかない。Yahoo France から法典名 (たとえば、司法組織法典 : code de l'organisation judiciaire, 商法典 : code de commerce, 刑法典 : code pénal) を入力して、その中にある legifrance 版をみると、最新の条文が入手できる。legifrance のアドレスは、<http://www.legifrance.gouv.fr> である。

憲法は、conseil constitutionnel を入力してそこから探す方法もある。Daloz 社の法典では、憲法は行政法典の中に入っている。

本稿では、インターネット版もかなり利用している。フランス政府は、法律を普及させるための公的サービス (le service public de la diffusion du droit) としてインターネットを利用して法典の条文を掲載しているので、最新の改正が反映されていて大変便利である。日本の場合と大いに異なるところである。

1) コミューンは、日本では市町村と訳されているが、日本の村よりも小さな村もあれば、パリのような大都市もあるので、一括して市町村と訳すと実体にそぐわない。本稿ではコミューンとフランス語読みとする。

2) 2008年2月15日のデクレ第2008-145号および第2008-146号により、2011年1月1日から大審裁判所の数は本土および海外県で158とされた。それまでは181の大審裁判所があった。cf. ‹Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008› (Ministère de la Justice) et ‹Les chiffres-clés de la Justice, 2009› (Ministère de la Justice et des Liberté)

フランスの司法年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる(司法組織法典 R. 711-1条)。

3) 2008年2月15日のデクレ第2008-145号および第2008-146号により、2010年1月1日から小審裁判所の数は本土および海外県で305とされた。それまでは476の小審裁判所があった。cf. ‹Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008› (Ministère de la Justice) et ‹Les chiffres-clés de la Justice, 2009› (Ministère de la Justice et des Liberté)

4) 2008年2月15日のデクレ第2008-145号および第2008-146号により、2010年1月1日から303の簡易裁判所。cf. ‹Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008› (Ministère de la Justice) et ‹Les chiffres-clés de la Justice, 2009› (Ministère de la Justice et des Liberté)。

5) 今日では、オルドナンス (ordonnance) は立法の領域で行政権が制定することができる命令の一種。デクレ (décret) は共和国大統領および首相が行う一方的な行政行為である命令の総称。なお、アレテ (arrêté) は、大臣、県知事、コミューンの長およびその他の行政機関の命令、処分および規則の総称である。

法律には、通常の法律 (loi) のほか、憲法的価値をもつ憲法法律 (loi constitutionnelle)、公権力の組織と運営について定める組織法律 (loi organique: L.O. と略記される) など多くのものがある。

## I . フランスの裁判制度の特徴

### 1 . 近代以降の裁判制度の変遷

1789年の全国三部会 (États généraux) の召集にあたって、それぞれの選挙区 (当時の裁判管轄区であった bailliage, sénéchaussé, ville などの名称で呼ばれていて、国内に178の選挙区、海外の植民地に4選挙区があった) の選挙民から出された陳情書 (cahiers des doléances) には封建時代の裁判制度に対して改革を望む多くの要求が盛り込まれていた<sup>1)</sup>。それを受けて、国民議会 (Assemblée nationale: 全国三部会の第三身分の部会が最初に名乗り、やがて他の二身分も合流した) は、裁判制度の改革に精力的に取り組むことになった。

1789年5月に開会された全国三部会の議員数は3身分合わせてほぼ



1,200人であった<sup>2)</sup>。そのうち第三身分の議員数は約600人である<sup>3)</sup>。その中でも、パルルマン(Parlement:日本では高等法院または最高法院と訳されることが殆どである)の裁判官,下級裁判所の裁判官,検察官,書記,弁護士,公証人などの法律関係の職にあった者が400人にのぼる。このことは,フランス革命の初期に国民議会在が司法改革に非常に熱心であった理由でもありと考えられる<sup>4)</sup>。

この国民議会在により,裁判制度の近代化が最初に行われたのである。その過程で,かつてのパルルマンに対する反省からフランスに独特な裁判権理論が構築された(後述)。因みに,1789年11月3日のデクレ<sup>5)</sup>は,パルルマンの休会を継続し,それ以降パルルマンは開かれることがなかった。

パリ第2大学(Université Panthéon-Assas, Paris II)名誉教授ロジェール・ペロ(Roger Perrot)によれば,フランス革命以降の裁判制度の発展は大きく三つの時期に区分することができる<sup>6)</sup>。

第1期は,1790年から1810年までの裁判制度の創設時期である。先ず最初に,1790年8月16日=24日の法律(後述)により今日まで続く司法制度の大原則が定められた。すなわち,権力分立の原則,司法の前における平等原則,裁判の無償化,裁判の二審制の原則である。

フランス革命期の憲法(1791年憲法,1793年憲法,1795年憲法)はいずれも裁判についての規定を定めていたが,1799年12月13日のフランス共和国憲法<sup>7)</sup>は,一定階層的に整備された裁判制度を第 章(裁判所についてという表題)の60条から68条で規定していた。民事の第一審裁判所,その上に控訴裁判所,刑事では軽罪裁判所,陪審制を採用した重罪裁判所を設置し,それらの上に破棄裁判所をおいた。この時期には,名称を変えて今日でも存在している裁判機関が設置されている。その中でも,ディストリクト裁判所(tribunal de district)は大審裁判所となり,治安裁判所(justice de paix)は小審裁判所となって現在の制度に位置づけられている。

第2期は,1810年から1958年までで,制度の安定期である。1810年4月

20日には、これまでの司法制度改革を総括する「司法機構の組織および司法行政に関する法律」(全8章66条)が制定される。この法律は、20世紀の前半まで司法組織の真の憲章を構成していたといわれる<sup>8)</sup>。この法律により、従来の控訴院と重罪司法院を廃止して新たに民事および刑事事件を裁判する終審としての帝国法院(cour impériale)が設置された。この法律は、さらに、民事事件および違警罪事件を裁判する第一審裁判所、重罪を裁判する重罪院の規定、裁判官と検察官の規律に関する規定を一定整備している<sup>9)</sup>。この法律以降、注目すべき安定期が始まるのであり、それは20世紀半ばまで続く<sup>10)</sup>。

第3期は、1958年以降の制度の革新期である。1958年憲法(第5共和国憲法=現行憲法)とそれに続く多くのオルドナンスやデクレによってかなりの制度が刷新された。特に、1958年12月22日には、司法組織に関するオルドナンス第58-1273号(Ordonnance no. 58-1273 du 22 décembre 1958 relative à l'organisation judiciaire)をはじめとして、裁判組織自体や裁判官の規律を刷新するオルドナンスが4、デクレが19も制定されている。それらは、現在ではそれぞれ関連する法典(code)の中に編入されている。1958年には多くの革新が行われたが、それでも基本的にはフランス革命期に創設された制度が大筋において今日まで連続しているといえることができる。

- 1) 国王の協賛機関であった全国三部会は、1614年以来開催されていなかったが、租税制度の改革を審議するために1789年5月5日にヴェルサイユ宮殿で開会された。それまでの議員の数は慣習的に決まっており、第一身分、第二身分、第三身分がそれぞれほぼ同数の代表者を選んで全国三部会に送っていた。開会式と閉会式は三身分が一同に会して行われたが、審議と票決は各身分ごとの部会で行われていた。これでは、第一身分と第二身分の特権身分が2票の表決権をもち、非特権身分である第三身分は1票しかもたないことになる。そこで第三身分の強い主張を入れて1788年12月27日のヴェルサイユにおける国王顧問会議の結論(résultat du Conseil d'État du Roi)により、三部会の代表者数を少なくとも1,000人とすること、その数は各選挙区における人口と租税にもとづいて決められること、第三身分の代表者の数は他の二つの身分の代表者数を合わせた数とすることが定められた(『Archives parlementaires』, tome 1, p. 611)。しかし、票決方法が三身分全体の多数決に改められたのは、全国三部会が国民議会という名称に変わった1789年6月の末になってから

である。

当時フランス本土に178あった選挙区での代表者の選出にあたって、各身分は三部会へ派遣する代表者に持参させるためにそれぞれの身分ごとに国王に提出する陳情書を作成した。全国各地の選挙区からの陳情書は、革命期の議会議事録である〈Archives parlementaires, le série〉(1787年から1799年)の第2巻から第6巻に集録されている。

- 2) ほぼ1,200人としのは、〈Archives parlementaires〉でも巻により異なるからである。第1巻(593頁以下)の議員数を合計すると1,215人となるが、第8巻( 頁以下)では1,204人となる。
- 3) 第一、第二および第三身分の議員数についても前注2)と同様な違いがある。第三身分の議員数は、第1巻によれば622人で、第8巻によれば616人である。
- 4) cf. Jacques Godechot; 〈Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire〉(Presses Universitaires de France, 1968) p. 143 et suiv.
- 5) 革命期のデクレという概念は、「法律の裁可および公布に関する憲法の条項についてのデクレ」(1789年11月9日)が定めている。「立法院はデクレを国王に提示し、国王は同意し且つ執行させる」という決まり文句で国王の同意が表明される」(1条, 2条)。「国王が同意しない場合は、国王は検討すると表明される」(2条)。「国王が裁可したデクレは、法律という名称と表題をもつ……」(5条)。従ってここでいうデクレは、今日の大統領や首相が行う一方的な行政行為である命令一般とは異なる。それは、議会在議決した法律であるがまだ国王が裁可したものではないという意味で、正式な法律になる一歩手前のものをいうのである。この時代の法律はその殆どが議会在議決した日付で「デクレ」という名称で法令集(たとえば、J.B. Duvergier: 〈Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'État〉)に集録されている。
- 6) cf. Roger Perrot; 〈Institutions judiciaires〉(Montchrestien, 13 édition) p. 7 et suiv.
- 7) フランス革命期の憲法については、中村編訳『フランス憲法史集成』(法律文化社, 2003年)14頁以下参照。
- 8) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 9.
- 9) 1810年4月20日の法律については、中村編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』(法律文化社, 2006年)349頁以下参照。
- 10) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 10.

## 2. 権力分立と司法権

現代ではどの国家においても、内容や程度に若干の差はあるけれども権力分立(三権分立)の原則が採用されている。

1748年、モンテスキューは、権力分立について次のように主張した。「それぞれの国には三つの権力がある。それらは、立法権力、万民法(droit des gens)に支配されることを執行する権力、市民法(droit civil)

に支配されることを執行する権力である。最初の権力により、法律が制定され、修正されまた廃止される。第2の権力により、平和が作られまた戦争が行われる。第3の権力により、犯罪が処罰されまた個人的な紛争が裁判される。この最後の権力は裁判をする権力と呼ばれ、他のものは単に国家の執行権力と呼ばれる。……また、裁判をする権力が立法権力および執行権力から分離されていなければ、自由は決して存在しない。裁判をする権力が立法権力と結びついていれば、市民の生命や自由に関する権利は恣意的になってしまう。それは、裁判官が立法者になるからである。裁判をする権力が執行権と結びついたら、裁判官は抑圧者の暴力をもつことになるであろう」(『法の精神』 編 章)<sup>1)</sup>。

この理論は、国民議会によって、1789年にフランスで最初に法制化された。フランス革命勃発の直後に制定された1789年8月26日の「人および市民の諸権利の宣言」は16条で「権利の保障が確保されておらず且つ権力分立が定められていないすべての社会は憲法をもっていない」と規定し、権力の分立が憲法の基本原則であることを確認した。だがこの権力分立が、その後、現実にもどのように定められたかということとフランスの司法権がかなり独特のものになったということとは大いに関連がある。

1790年8月16日=24日の司法組織に関するデクレ第 編10条は、「裁判所は、直接的にも間接的にも、立法権の行使に関与することはできず、また、国王によって裁可されたデクレの執行を妨げまたは停止することもできない。これを行ったときは瀆職罪となる」と定めている。すなわち、司法権は立法権と行政権に関与できないという理論と制度がここにでき上がったのである。

また同デクレは、11条で「裁判所は、送達された法律を、1週間以内に、無条件で、特別な登録簿に登録しなければならない」と規定し、さらに13条は「司法機能は、行政機能と区別され且つ常に分離されていなければならない。裁判官は、いかなる方法によっても、行政の活動を妨げることは

できず、また行政官をその職務を理由として裁判官のもとに召喚することもできない。これを行ったときは瀆職罪となる」と定めている。これらの規定を合わせて解釈すると、司法権は立法権にも行政権にも介入できないことになる。

上のデクレに次いで制定された1791年憲法<sup>2)</sup>には、第 編 章(司法権についてという表題)の中に次のような規定がある。「司法権は、いかなる場合においても、立法府によっても国王によっても行使され得ない」(編 章1条)。これは司法権が、立法権と行政権から独立していることを意味している。さらに1791年憲法は、第 編 章3条で「裁判所は、立法権の行使に関与することも法律の執行を停止させることもできず、また行政機能を侵害することもできずまた行政官をその職務を理由として裁判所の前に召喚することもできない」と定めて、先の1790年8月のデクレの規定を繰り返している。

司法権の独立は一応確保されたが、司法権は他の2権に一切干渉することはできないという権力分立である。

では何故フランス革命の初期に、そのように枠にはめられた司法権の理論が作られたのであろうか。

この問題は、絶対王政期に裁判組織の頂点に立っていたパルルマン(Parlement)がもつようになった権限と深い関係がある<sup>3)</sup>。

パルルマンの起源は、12世紀の初めに、王国の重要な問題を慣習に従って処理するために有力な聖職者と俗人で構成される国王の諮問機関であった王会(cour du roi)に遡ることができる。王会は、政治的・行政的機能と司法的機能を含む広範な権限をもっていた。やがて王権が伸張し、王会で多種多数の問題を処理しなければならなくなってくる13世紀後半になると、司法の専門機関としてのパルルマンが王会から分化してくる。王国の裁判機関の頂点に位置づけられたパルルマンは、最初はパリだけに設置されていたが、1789年の時点では全国で13の地域に設置され、これとは別

の4地域には司法高等法院(cour supérieur de justice)が設けられていた<sup>4)</sup>。

パルルマンはそれぞれの管轄地域において殆ど同様の多くの権限をもっていた。民事、刑事および行政のすべての事件を終審として裁判する権限(司法的権限)、一般的な効力をもった判決(法規的判決:arrêt règlement)をする権限、国王立法の登録権および国王に対して強く意見を申し上げる建白(remontrance)の権限である。

終審としての裁判権以外は、パルルマンが慣習的にもつようになった(ペロ Roger Perrot によれば 勝手に手に入れた)権限である。

国王の立法を執行するためにはその法をパルルマンの登録簿に登録しなければならず、パルルマンは立法の登録を拒否することがあった。

建白権は、国王が政策や立法を決定する際に、パルルマンが国王に対して強く意見を述べる権限である。特に、パルルマンがもっていた行政的機能に関しては、当時国王の代官の行政執行に不当に干渉し、代官に説明を求めてこれをパルルマンのもとに召喚することがあった。

法規的判決の権限、登録権、建白権は、司法機関が本来もっている権限ではなく、むしろ立法機関、行政機関がもつ権限である。

絶対王政の末期には王国は大変な財政危機に見舞われていた。この財政的な危機を救う唯一の方法は、租税を免除されている特権を廃止して、租税を万人に平等に課すように課税制度を改革することであった。それまでも度々増税が行われ、物価の上昇に見合った賃銀の引き上げはなされず、民衆にはもはや増税に耐える力がなかったからである。財務長官のカロンヌ(Charles-Alexandre de Calonne)やブリエンヌ(Loménie de Brienne)がこの計画を実行しようとしたが、租税上の特権をもつパルルマンの裁判官たちの抵抗に会う。

そこで今度はパルルマンの抵抗を打破するために、国璽尚書ラモワニヨン(Lamoignon de Malesherbes)が司法改革を行うが、結局これもパルルマンの強い抵抗に会って失敗する。そして国王は1614年以降開催されてい

なかった課税同意権をもった身分制議会である全国三部会(États généraux)の召集を約束しなければならなかった。

本来は国王の補佐機関であったパルルマンが、強大な権力をもつようになり、最後には国王の政策に反対し、そのことがフランス革命勃発の直接のきっかけとなったのである。

1789年5月5日にヴェルサイユ宮殿で開会された全国三部会における第三身分の代表者(主としてブルジョワ)は、この封建的な身分制議会を「国民議会」(Assemblée nationale)という名称に変え、彼らが先頭に立ってブルジョワ革命を進めていくことになる。

アンシャン・レジームのもとで司法機関であったパルルマンの権力が強大となり、遂には立法権と行政権を侵害したことに対する反省から、フランス革命の初期に独特な司法権理論が作り上げられ、それが今日までフランス的な伝統として続いている<sup>5)</sup>。

フランスの司法権の機能は純粋に司法裁判の枠内にはめられ、立法や行政に関する問題から司法権を完全に排除する伝統的な原則が確立されたのである。その結果、司法権は法律の合憲性審査権をもたないし、裁判権が司法裁判権と行政裁判権に分離されることになった。

1) Montesquieu: «Euvres complètes», tome II, (édition Gallimard, 1976) p. 396 et 397.

2) 中村編訳:『フランス憲法史集成』(法律文化社, 2003年), 33-34頁。

3) オリヴィエ・マルタン著, 堀 浩訳:『フランス法制史概説』(創文社, 昭和61年) 333頁以下および820頁以下参照。

cf. Roger Perrot; op. cit., p. 23 et suiv.

cf. Albert Soboul; «Précis d'histoire de la Révolution française», (éditions sociales, 1975) pp. 70-72.

cf. Albert Soboul; «La civilisation et la Révolution française, La crise de l'ancien régime», (Arthaud, 1978), tome I, p. 241 et suiv.

4) Parlement の所在地(設置年): cf. Albert Soboul, «La civilisation et la Révolution française», tome I, p. 257. パリ Paris (14世紀初頭), トゥルーズ Toulouse (1443年), グルノーブル Grenoble (1453年), ボルドー Bordeaux (1462年), ディジョン Dijon (1477年), ルアン Rouen (1553年), エクス Aix (1501年), レンヌ Rennes (1553年), ポー Pau (1620年), メッツ Metz (1633年), ブザンソン Besançon (1676年), ドゥエ Douai (1686年), ナンシー Nancy (1775年)。

Cour supérieur de justice の所在地：アルトワ Artois, アルザス Alsace, ルシヨン Roussillon, コルシカ Corse.

- 5) cf. Maurice Deslandres; «Histoire constitutionnelle de la France», (Duchemin, 1977), p. 121 et suiv.  
cf. Jacques Godechot; op. cit., p. 150 et suiv.  
cf. Jean Vincent, Serge Guichard, Gabriel Montagnier, André Varniard; «Institutions judiciaires», (Daloz, 7 édition), p. 90 et 91.  
cf. Jean-Pierre Scarano, «Institutions juridictionnelles», (ellipses, 10 édition), p. 12.

### 3. 司法権と立法権

上で述べたように、司法権を立法や行政に関する問題から完全に排除する原則から、裁判官は法律の適用に逆らうことはできないという結果になる。従って、裁判官は、法律が不十分であるまたは有害であると考えても、その法律を適用しなければならない。

裁判官が適用しなければならない法律が不法であったり違法であったりする場合はどうなるのであろうか。この問題については次の三つの場合がある<sup>1)</sup>。

憲法違反の (inconstitutionnelle) 法律の場合。この場合であっても、裁判官は、憲法違反を理由に法律の適用を回避することはできず、その法律を適用しなければならない。法律が憲法に違反するかしないかを判断できるのは、憲法上の特別機関であり国家の最高の裁判機関である憲法院 (Conseil constitutionnel) だけである (後述)。

この点で、フランスの裁判機関の役割と日本の裁判所の役割は決定的に異なっている。日本の場合は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」(日本国憲法81条)から、すべての裁判所が法令等の違憲審査権をもっている。

法律が国際条約の規定に違反する場合。条約および国際協定は法律に優先する権威をもつ(フランス第5共和国憲法55条)から、条約および協定に



違反する法律は違法であることになる。この場合については、司法裁判機構の頂点にある破棄院 (Cour de cassation) と行政裁判機構の頂点にあるコンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、国際協定に違反する法律の適用を拒否することを裁判官に認めている。

規則制定権者が制定するデクレやアレテが法律に違反する場合。この場合には、越権訴訟 (recours pour excès de pouvoir) と呼ばれる特別な訴えができる。この訴えは、行政裁判機関の前においてでなければできない。デクレの違法性の問題が司法機構の裁判所に提起されたときは、司法裁判機関は行政裁判機関の判決が出されるまで裁判を延期しなければならない。

裁判官には、自分が取り扱う事件について一般的な規則を制定するような方法で言い渡す法規的判決 (arrêts de règlement) は禁じられている。これはかつてのパルルマンがもっていた一種の立法権に当たるからである。フランス民法典5条は、「裁判官には、自己に委ねられている事件に関して一般的な規定および規則を制定する方法で判決することが禁じられる」と定めている。この原則から「裁判官は先例に拘束されない」という結論が引き出される。

上で述べたことと裁判官が法律を解釈できることとは別である。法律の条文が曖昧な場合または事件にその法律の適用をためらう場合は、裁判官はその法律の意味や内容を見つけ出さなければならない。それは裁判官の役割だからである。「法律が何も言ってない、曖昧であるまたは不十分であるという口実で裁判することを拒否した裁判官は、裁判拒否を犯した者として訴追を受ける」(フランス民法典4条)。

司法権は立法権に干渉できないが、立法権もまた裁判所に提起された事件について司法権に介入できない。それは、裁判中の裁判官に影響を与えるから、権力分立の原則に反する。しかし、この原則には例外がある。

それは、遡及効をもった法律 (loi rétroactive)、解釈法律 (loi interprétative)、認証法律 (loi de validation)、閣僚の答弁 (réponse ministérielle)

といわれるものである。

遡及効をもった法律に関しては次のような問題がある。「法律は将来についてだけ適用される。法律は遡及効をもたない」( フランス民法典 2 条 )。しかし、立法者が過去に遡って効力をもつ法律を制定することは禁じられていないし、また解決できない裁判上の問題を解決するために、特に遡及効をもった法律を制定することが可能である<sup>2)</sup>。

1932 年 4 月 20 日の法律 ( 「司法裁判所の終局判決と行政裁判所の終局判決が裁判拒否となる対立を示している場合は、両裁判所の判決に対して権限裁判所への上訴を認める法律」という長い表題をもっている法律で全 4 カ条 ) は、裁判拒否になるのとは反対に、終局判決を下した司法裁判所および行政裁判所の判決が権限裁判所 ( tribunal des conflits ) ( 後述 ) への異議申し立ての対象になることを定めている。上の法律の 2 条は、次のように定めている。「権限裁判所への提訴は、司法裁判所または行政裁判所への異議申し立てができなくなってから 2 カ月以内に行わなければならない」( 1 項 )。「但し、前項の期間は、この法律公布以前に下された判決であってその最終日付が 10 年以上遡らない判決……」( 2 項 )。しかし、この方法は好ましくない手段であるから滅多に利用されない<sup>3)</sup>。

解釈法律というのは、法律の意味を確定させる必要がある以前に制定された法律を解釈するための法律である。この方式は、立法者がその見解を明確にすることができ、また法律の精神に一致せず立法者と対立する裁判所の解釈を正すことができる限りにおいて全く論理的であろう<sup>4)</sup>。

認証法律は、最初は効力をもっていなかった法律の効力を認める法律である。この方法は、行政庁が行った違法な行為の取り消しを求めて行政裁判機関に提訴された場合に採られる。従って、立法者は法律を修正し、その行為を遡って有効とする。しかし、審理を継続中の裁判官に影響を及ぼすために法律を制定することは許されない。

国会議員が法律の解釈について閣僚に質問書面を提出ことがある。その場合閣僚は、法律がどう解釈されるべきかを答弁する。そのこと自体は問

題がないであろう。しかし、訴訟当事者が、自分に有利になるように裁判官の判断を変えさせるために、閣僚の答弁を利用する場合は、司法権に対する行政権の不当な干渉になる。

- 1) cf. Roger Perrot; op. cit., pp. 26-27.
- 2) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., pp. 13-14.
- 3) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 30.
- 4) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 14.

#### 4. 司法権と行政権

司法権は、行政権に介入することはできないと同時に行政権は司法権に干渉することはできない。

司法権が行政権に介入できないという原則から、行政権は司法権から独立していて、行政機関に対する訴訟は司法裁判機関に提訴できない。行政裁判権は、行政権に属しており、司法裁判機関とは別個独立の行政裁判機関(後述 参照)によって行使される。

しかし、フランス革命の時期から行政裁判機関が設置されていたわけではない。最初の段階では、違法な決定を行った行政府の上級行政庁に訴えが提起され、行政の頂点にある大臣に上訴することができた。いわゆる「裁判官としての大臣の理論」(théorie du ministre juge)があった。

今日行政裁判機関の頂点にあるconseil d'État(Conseil d'État)を最初に設置したのはフランス革命期の1799年12月13日(共和暦 年フリメール frimaire 22日)の憲法であった。しかし、この時点ではconseil d'Étatはまだ行政裁判機関ではなく、政府の諮問機関であった。1799年憲法の52条は「conseil d'Étatは、統領(Consul)の指揮の下に、法律案および行政規則を起草しなければならず、また行政に関して起こった問題を解決しなければならない」と規定していた。しかし実際には裁判する権限は大臣がもっていて、conseil d'Étatは大臣に意見を述べることもまたは判決案を準備することを任務としていたに過ぎない。それは、留保された裁判権(justice retenue)と称されていた。

その後、コンセイユ・デタに大きな役割が割り当てられ、大臣はもはや裁判してはならなくなった。

1872年5月24日の「コンセイユ・デタの再編に関する法律」により、コンセイユ・デタは、従来どおり政府の諮問機関であるとともに行政訴訟および各種の行政機関の越権に対する異議申し立てを終審として裁判する機関となった(同法律9条)。「留保された裁判権」は、主権者によって「委任された裁判権」(justice déléguée)に変わった。この法律により、個人の紛争を解決する司法裁判機関と行政に関する問題を裁判する行政裁判機関が併存する裁判機構の二元性が生まれたのである。

政治的な性質をもった一定の行為は、司法による審査の対象とはならない。これは「統治行為」(acte de gouvernement)であって、それを行うのは国家元首または政府の構成員である。統治行為は、純粋に政治的な行為であり、取り消し訴訟の対象にもならないし、また不法に採られた行政措置に対する損害賠償訴訟の対象にもならない。これらの行為はその数が限定されており、第5共和国憲法16条(資料：フランス憲法参照)による共和国大統領の決定にかかわる行為であり、国際関係に関する行為および外交機能に関する行為である<sup>1)</sup>。

日本の最高裁判所は、日米安全保障条約の合憲性が争われた「砂川事件」の判決において「日米安全保障条約はわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有し、その内容の違憲性の判断は内閣及び国会の高度の自由裁量の判断と表裏一体であって、純司法的判断を使命とする司法裁判所の判断には原則としてなじまず、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは裁判所の司法審査の範囲外にある」(最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁)と判示した。

フランスにおける長い歴史的経過の中で創り出された司法権の及ぶ範囲を限定する伝統的な統治行為の理論を、それと異なる広範な権限をもっている日本の司法権に無批判に適用することには強い疑問を呈せざるを得な

い。日本の場合、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」(日本国憲法81条)という理由からである。

裁判官は、他の権力から独立していなければ公平な裁判を行うことはできない。フランス第5共和国憲法64条1項は「共和国大統領は、司法権独立の保障者である」(資料：フランス憲法参照)と規定している。また、ヨーロッパ人権条約6条は1項の冒頭で「すべての人は、民事上の権利、義務の決定または刑事上の罪の決定のため、法律で設置された独立且つ公平な裁判所により妥当な期間内に公正な公開裁判を受ける権利を有する……」と定めている。

公平な裁判のためには、裁判官の任命や昇進、懲戒などが行政機関の介入によって行われないような配慮が重要である。

日本の場合、最高裁判所の長官をはじめ下級裁判所の裁判官にいたるまで、その任命は実質的に内閣により行われている(日本国憲法6条2項, 79条1項, 80条1項)。この点で権力分立にかかわって問題がないか大いに疑問である。

フランスの場合は、行政権から独立した憲法上の機関である司法官職高等評議会(Conseil supérieur de la magistrature)(資料：フランス憲法65条参照)が裁判官の任命権や懲戒権をもっており、日本の場合とは著しく異なる。

1) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 15.

## 5. 裁判機構の二元性

すでに述べたように司法裁判権は行政権に干渉できない。フランスでは、犯罪や私人間の紛争につて裁判する司法機構に属する裁判機関と住民と行政の間の紛争を裁判する行政機構に属する裁判機関の二元的な構成が採られている(後掲35頁, 裁判機関の審級図参照)。

司法機構に属する裁判機関は破棄院を頂点に普通法裁判所と特別裁判所で構成され、行政機構に属する裁判機関は CONSEIL D'ÉTAT を頂点としてその下に行政控訴院、行政裁判所および特別裁判機関によって構成されている。

裁判機関の二元性から事件がいずれの裁判機関の権限に属するののかについて問題がある場合は、権限裁判所 (Tribunal des conflits) が判断する。

事件が、司法裁判機関の管轄に属するのかまたは行政裁判機関の管轄に属するのか判らない場合や、双方の裁判機関が管轄権があるまたは管轄権がないと主張するときはどうなるのかという問題がある。管轄権の抵触 (conflits de compétence) の場合であるが、この問題を解決するために、司法裁判機構と行政裁判機構の外にあって且つその上に特別な役割を担っている権限裁判所が設置されている (後述)。

## 6. 二審制の原則

フランスの裁判組織は、司法裁判機関についても行政裁判機関についても、日本と同様に、階層的な構造になっている。一番下に第一審の裁判機関があり、その上に控訴裁判機関がある。訴訟当事者は、原則として第一審の裁判機関が下した判決に不服がある場合は、階層的に上の裁判機関である控訴裁判機関で裁判をやり直してもらうことができる (重罪院については後述)。これを二審制 (double degré de juridiction) の原則と呼ぶ。第一審裁判機関の多くは裁判所 (tribunal) と呼ばれ、その判決は jugement といわれる。控訴審裁判機関および最高裁判機関は一般に法院 (cour) という名称をもち、そこでの判決は arrêt (法院判決) といわれる<sup>1)</sup>。但し、重罪の専属管轄権をもっている重罪院は、第一審の重罪院も控訴審の重罪院も cour と呼ばれる。

また、一般的に裁判官についても、第一審裁判機関の裁判官は juge といわれ、控訴審裁判機関および最高裁判機関の裁判官は conseiller といわれる。

裁判組織の頂点にある最高裁判機関としての破棄院とコンセイユ・デタは、事実審ではなく法律審である。日本の最高裁判所と違って第三審の裁判所ではない。

フランスの最高裁判機関は、判例の統一をはかることを目的として、「裁判官の判決を裁判する」(juge le jugement du juge) 機関である<sup>2)</sup>。

1) tribunal (裁判所) と cour (法院) の名称による区別、従って jugement (裁判所判決) と arrêt (法院判決) の区別を最初に定めたのは、1804年(共和暦 年) 5月18日の組織的元老院決議であった。その組織的元老院決議の第 章は「司法秩序について」という表題であって、その章の中の134条から136条が、上のことを定めている。中村編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』(法律文化社、2006年) 42頁参照。

2) 司法組織法典 (Code de l'organisation judiciaire) L. 411-2 条 1 項: 「破棄院は、司法裁判機構に属する裁判機関が終審として下した判決に対してなされた破棄申し立てを裁判する。」

2 項: 「破棄院は、事件の本案を裁判しない。但し、法律の規定が逆のことを定めている場合は、この限りでない。」

なお、フランスの法典には、法律と命令が同時に規定されていることがかなりある。その場合、法律 (loi) の条文番号の前には L. が付けられ、デクレ (décret) については条文番号の前に D. が付されている。また命令 (réglementaire) には R. が付けられている。上の司法組織法典 L. 411-2 条は、法律の部第 4 部第 1 編第 1 章の 2 条という意味を表している。

## 7. 民事裁判と刑事裁判の統一性の原則

民事と刑事の普通法裁判所は、司法組織の基本原則として相互に組織上の統一性をもっている。この原則は、簡易裁判所<sup>1)</sup>、小審裁判所、大審裁判所および控訴院についてあてはまる。

小審裁判所は民事の第一審裁判所であると同時に刑事については違警罪裁判所である。同じ裁判官が、同時に民事の裁判も刑事の裁判も行う<sup>2)</sup>。

大審裁判所も民事の第一審裁判所であるとともに刑事に関しては軽罪部と呼ばれる特別な部が軽罪を裁判する<sup>3)</sup>。この裁判所では合議制が採られている。

第二審の裁判機関である控訴院にも民事の組織と刑事の組織がある。民事の組織には、民事部、社会部、商事部があり、民事の第一審裁判所が下

した判決の控訴について裁判する。刑事の組織には二つの部がある。一つは、軽罪控訴部であって、刑事の第一審裁判所である軽罪裁判所、違警罪裁判所、簡易裁判所の判決についての控訴裁判所である。今一つは、未成年者特別部であって、少年事件裁判官または少年裁判所が下した判決の控訴について裁判する。

この民事裁判と刑事裁判の対応性と組織の統一性により、犯罪によって引き起こされた損害賠償に関する民事訴訟は、その犯罪について裁判する刑事裁判機関により同時に裁判される。この民事訴訟は「付帯私訴」(action civile)と呼ばれ、犯罪の被害者は、刑事訴訟に要した費用の償還請求、奪取された物の返還請求、損害賠償請求を公訴と同時に刑事裁判機関に提起することができる。

日本にもかつては付帯私訴の制度はあった。明治13年の治罪法(2条, 4条), 明治23年の刑事訴訟法(4条, 5条), および大正11年の刑事訴訟法(576条以下)は、付帯私訴について定めていた。日本の現行法ではこういった付帯私訴は認められておらず、犯罪の被害者は改めて民事訴訟を起こさなければならない。

- 1) 司法組織法典 L. 231-1 条: 「簡易裁判所は、民事事件および刑事事件を第一審として裁判する。」
- 2) 司法組織法典 L. 221-1 条 1 項: 「小審裁判所は、その性質または請求額を理由として、法規により割り当てられている民事および刑事事件を第一審として裁判する。」  
2 項: 「但し、刑事事件の専属管轄権をもつ小審裁判所を設置することができる。」  
3 項: 「小審裁判所が刑事事件を裁判するときは違警罪裁判所という名称をもつ。」  
司法組織法典 L. 221-2 条: 「控訴院の管轄区域に、少なくとも一つの小審裁判所をおく。」  
刑事訴訟法典 (code de procédure pénale) 521 条 1 項: 「違警罪裁判所は、第 5 級の違警罪を裁判する。」  
2 項: 「簡易裁判所は、第 1 級から第 4 級の違警罪を裁判する。」  
フランスでは革命以来、犯罪を 3 分する伝統がある。  
「犯罪は、その重さに従って、重罪、軽罪および違警罪に分類される」(刑法典 111-1 条)。この条文番号の書き方 111-1 条は、第 1 部第 1 編第 1 章の 1 条を意味している。違警罪についても刑法典に規定がある(刑法典 R. 610-1 条から R. 655-1 条)。身体に対する違警罪、財産に対する違警罪、国民、国家または公共の平穩に対する違警罪、その他の



## フランスの裁判制度(1)(中村)

違警罪があり、いずれも第1級から第5級に分けられている。

司法組織法典 L. 221-10条：「違警罪裁判所は、少年事件担当裁判官の権限でない限り、且つ刑事訴訟法典により付与されている他の管轄を除いて第5級の違警罪を裁判する。」

- 3) 司法組織法典 L. 211-1条：「大審裁判所は、第一審として、民事および刑事事件を裁判する。大審裁判所が刑事事件を裁判するときは、軽罪裁判所という名称をもつ。」

### 8. 合議制の原則

フランスの裁判も、日本の裁判と同様に、単独裁判官 (juge unique) によって行われる場合と合議制 (collégialité) で行われる場合がある。階層的に構成されている裁判機関の中でも上級の裁判機関は、合議制により慎重に裁判が行われる。フランスは、伝統的に合議制の原則を採用しているといわれる<sup>1)</sup>。

フランスの第一審裁判機関としては、大審裁判所、小審裁判所、簡易裁判所、商事裁判所、労働審判所、社会保障事件裁判所、農事賃貸借同数裁判所、重罪院、軽罪裁判所、違警罪裁判所、行政裁判所、会計検査院などがある。

その中で、単独裁判官により裁判が行われるのは、小審裁判所、違警罪裁判所、簡易裁判所である。

民事の第一審裁判所である小審裁判所は、複数の裁判官で構成されているが、裁判は合議制によらない。「小審裁判所は、単独裁判官により裁判する」(司法組織法典 L. 222-1条)。

民事裁判と刑事裁判の統一性の原則により、刑事の第一審裁判所である違警罪裁判所 (tribunal de police) は、違警罪について裁判する小審裁判所である。この裁判所も単独裁判官により裁判され、小審裁判所の1人の裁判官が違警罪裁判所における裁判を担当する。刑事裁判については、改めて後に触れる。

2002年に創設された簡易裁判所は、民事事件および刑事事件を第一審と

して裁判する ( 司法組織法典 L. 231-1 条 )。控訴院の管轄区域に少なくとも一つの簡易裁判所が設けられ ( 司法組織法典 L. 231-2 条 ) , ここでは単独裁判官により裁判される。

上の裁判機関以外の裁判機関は、第一審の裁判機関であっても合議制により裁判がなされる。

合議制の裁判にも二つの形式がある。

同質の合議制 ( collégialité homogène ) と異質の合議制 ( collégialité hétérogène ) である。

同質の合議制は、職業裁判官だけでまたは非職業裁判官だけで構成される合議制である。

裁判機関が陪審員や企業の使用者または被用者などの臨時的非職業裁判官と職業裁判官で構成される場合は、異質の合議制である。これは一種の混合制 ( échevinale ) であって、職業的な専門性と法律万能主義を結合した裁判のやり方である。

1) cf. Roger Perrot ; op. cit., p. 42.

## 9 . 適合性の原則

裁判機関の設置に関しては、二つの方法がある。一つは地域管轄と事物管轄の総体について構築された単一の類型の裁判機関を設置する方法、もう一つは訴訟の対象である人と物により特別な訴訟だけを裁判する権限をもった特別な専門化された裁判機関を設置する方法がある。一定の裁判機関は専門化されているのが、フランスの裁判制度の特徴である。

日本の場合は、特別裁判所の設置を憲法が禁じており ( 日本国憲法76条 2 項 ) 前者の方法が採られている。

フランスの場合は、裁判の組織は、専門化された多くの裁判機関から出来上がっており、単一の類型の裁判機関があらゆる訴訟事件を取り扱うの

ではない。訴訟事件は、その種類によりそれぞれ専門化された裁判機関の管轄とされている(後述)。

裁判機関の専門化の第一の特徴は、すでにみたとおり、司法裁判機関と行政裁判機関に分離されていることである。司法機構に属する裁判機関は個人間の訴訟を扱い、行政機構に属する裁判機関は行政にかかわる訴訟を扱う。

さらに、それぞれの裁判機関は普通法上の裁判機関(jurisdiction de droit commun)と特別裁判機関である授権裁判機関(jurisdiction d'attribution)に分かれる。

普通法上の裁判機関は、法律が明白に別の裁判機関の管轄に属すると定めていないすべての訴訟を裁判するから、かなり広範な権限をもっている。簡易裁判所、小審裁判所、大審裁判所、控訴院、行政裁判所、行政控訴院は普通法上の裁判機関である。

授権裁判機関は、法律がその裁判機関に明白に権限を付与している訴訟事件だけを裁判する特別な権限をもっている。

司法機構における民事の授権裁判機関としては、商事裁判所、労働審判所、農事賃貸借同数裁判所、社会保障事件裁判所がある。

刑事の授権裁判機関には、重罪院、軽罪裁判所、違警罪裁判所、少年事件担当裁判官、少年裁判所、未成年者重罪院、高等法院、共和国司法院や軍事裁判機関がある。

行政機構に属する授権裁判機関には、コンセイユ・デタ、会計検査院、州会計検査委員会などがある。

## 10. 事物管轄権と地域管轄権

裁判機関の管轄権には、事物管轄権と地域管轄権がある。事物管轄権については、上の適合性の原則で概要を述べたが、個別の管轄については後述する。

地域管轄に関しては、裁判機関は一定の地理的な範囲に限って裁判する

ことができるのであって、この範囲を超えて裁判する権限をもたない。地域管轄権は、第一審の裁判機関にかかわる問題である。第二審の裁判機関については、上訴を申し立てられた判決を下した裁判所がその管轄区域にある裁判機関が地域管轄権をもっている。

民事訴訟については、その管轄地域に被告の住所がある裁判機関が原則として管轄権をもつ<sup>1)</sup>。

民事の特別裁判機関の地域管轄については、それぞれの裁判機関のところで触れることにする。

刑事訴訟については、地域管轄権をもっているのは、原則として犯罪場所の裁判機関であるが、軽罪と重罪に関してはそれぞれ特別な規定がある(後述)。

行政訴訟については、その管轄地域に、争われている決定をしたまたは紛争中の契約に署名した行政機関の所在地がある裁判所が地域管轄権をもつ<sup>2)</sup>。

- 1) 民事訴訟法典42条1項：「地域管轄権のある裁判機関は、反対の規定がある場合を除き、被告が居住している場所の裁判機関である。」
  - 2項：「複数の被告がいる場合は、原告は、その選択により、複数の被告のうちいずれかが居住している場所の裁判機関に訴えを起こす。」
  - 3項：「被告が知られた住所をもたないときは、原告は、原告が居住している場所の裁判機関、または被告が外国にいる場合はその選択する裁判機関に訴えを起こすことができる。」
- 2) 行政裁判法典 R.312-1 条1項：「本章第2節の規定によりまたは特別な法律により別の定めがない限り、地域管轄権を有する行政裁判所は、その管轄範囲に、その固有の権限によりまたは委任により、争われている決定をしたまたは紛争中の契約に署名した官庁が法的に設置されている裁判所である。」

## 11. 司法官職の統一性(裁判官と検察官)

フランスの司法官団 (corps judiciaire) には、次の人々が含まれる<sup>1)</sup>。破棄院、控訴院および第一審裁判所の裁判官 (magistrat du siège: 椅子に座っている司法官という意味)、検察官 (magistrat debout: 床に起立している司法官という意味)、ならびに司法省中央行政庁の職制である司法官、控訴

院の院長および検事長付の裁判官と検察官、司法官試補 (auditeur de justice) である。司法官試補とは、国立司法学院 (École nationale de la magistrature: E. N. M. と略される) で司法官になるために研修中の者をいう<sup>2)</sup>。

フランスでは、裁判官と検察官の二者を統合して司法官 (magistrat) という。裁判官だけを意味する語は、ほかにも magistrat assis, juge (tribunal という名称をもつ裁判機関の裁判官), conseiller (法院 cour と呼ばれる上級裁判機関の裁判官) がある。検察官については, magistrat du ministère public, ministère public, magistrat du parquet という言い方がある。

司法機構に属する裁判機関の司法官の養成は、ポルドーに設置されている国立司法学院で行われる<sup>3)</sup>。

行政機構に属する裁判官については、司法機構の司法官を養成するような国立司法学院はない。公務員全体について一般的な国立行政学院 (École nationale d'Administration : E. N. A. と略される) で行われる。ここでは、将来行政活動に携わる人々 (知事, 官房長, 大使など) の養成と同時に将来行政裁判官となる人たちの教育が行われる。

弁護士の職業に就くためには、州弁護士職研修センター (centre régional de formation professionnelle des avocats: C. R. F. P. A. と略される) の入所試験に合格した後、そこで研修を受けなければならない。弁護士職に就いたら、大審裁判所ごとに設置されている弁護士会 (barreau) に登録しなければならない。

日本のように、法曹三者が同一内容の司法試験を受け、同じように司法研修所で研修を受けるのはかなり異なった制度が採られている。

司法官の任命は、司法官職高等評議会 (Conseil supérieur de la magistrature) が行う (資料: フランス憲法65条参照)。

司法官のうち裁判官は終身的身分保障を受け罷免されない (資料: フランス憲法64条4項参照)<sup>4)</sup>。

司法官の中でも検察官は、裁判官と同様な終身の身分保障は受けない。検察官は、上司の指揮監督および国璽尚書である司法大臣の権限の下におかれている。しかし、法廷においてはその発言は拘束されない(1958年12月22日のオルドナンス5条)。

司法官の職務は、あらゆる公職、その他の職業活動または給料を支払われる活動とは兼職できないが、現行法の規定に定めがない限り、法院の長の決定により、専門に属する教育を行うこと、または司法官の尊厳と独立を侵害しない性質の活動を行うことは個別的な例外として認められているし、科学的、文学的または芸術的な研究も、事前の許可なしに、行うことができる<sup>5)</sup>。

司法官および元司法官は、弁護士、代訴士、公証人、執行吏、商事裁判所書記、行政裁判所書記などの職業を営むことはできない<sup>6)</sup>。日本の裁判官や検察官が、定年退職後に、弁護士業を営むのとは大いに異なる。

また司法官は、自分が所属する裁判機関の所在地に居住することが義務づけられているが、法院の長の好意的な意見にもとづいて司法大臣が認めた場合には、個別的、一時的な例外が認められている(1958年12月22日のオルドナンス13条)。

司法官に適用される懲戒としては、譴責、配置転換、一定の職務の取り消し、5年を超えない期間単独裁判官として職務を行うことの禁止、降格などがある<sup>7)</sup>。裁判官の懲戒委員会(conseil de discipline des magistrats du siège)は、司法官職高等評議会に関する組織法律の規定に従って構成される<sup>8)</sup>。

検察官に対しては、司法官職高等評議会の権限ある組織の意見にもとづかなければいかなる懲戒罰も言い渡すことはできない<sup>9)</sup>。

1) 2001年6月25日の法律第2001-539号により改正された1958年12月22日の「司法官の身分に関する組織法律を定めるオルドナンス」1条。

2) 司法官試補になるためのかなり厳しい条件について、1994年2月5日の法律第94-101号により改正された1958年12月22日のオルドナンス第58-1270号は次のように定めている。

1958年12月22日のオルドナンス16条：「1. 大学入学資格試験の後、最低4年間の教育を

## フランスの裁判制度(1)(中村)

受けたことを承認する正規の免状をもっていること。この免状は、国家が認めた国家免状、またはヨーロッパ共同体構成国が発行し且つコンセイユ・デタのデクレが定めた条件で、委員会の意見を聴いた後、司法大臣が同等とみなした免状、または政治研究学院が発行した免状、またはさらに旧高等師範学校の資格を証明する資格証書である。この要求は、17条2号および3号に定められた受験者には適用されない。

2. フランス国籍をもっていること。
  3. 公民権を享有し且つ品行が良いこと。
  4. 国民奉仕法典に関する正規の地位にあること。
  5. その職務を執行するために必要な身体的適性条件を満たしていること、および長期間の休暇の権利を生じさせる疾患に感染していないか完全に治癒していること。」
- 3) 2007年5月5日の法律第2007-287号により改正された1958年12月22日のオールドナンス第58-1270号14条。
  - 4) 1958年12月22日のオールドナンス第58-1270号4条にも同様に規定がある。
    - 1項:「裁判官は罷免されない。」
    - 2項:「従って、裁判官は、たとえ昇進のためであっても、その同意なしに新たな配属を受けることはない。」
  - 5) 2001年6月25日の法律第2001-539号により改正された1958年12月22日のオールドナンス8条。
  - 6) 1994年2月5日の法律第94-101号で創設され1958年12月22日のオールドナンスに編入された9-1条。
  - 7) 2007年3月5日の法律第2007-287号により改正された1958年12月22日のオールドナンス45条。
  - 8) 1994年2月5日の法律第94-101号により改正された1958年12月22日のオールドナンス49条。
  - 9) 1994年2月5日の法律第94-101号により改正された1958年12月22日のオールドナンス59条。

## 12. 裁判の無償原則

裁判の無償原則は、訴訟当事者が裁判官に金を支払わないことを意味している。裁判官は、国家から俸給を受ける公務員だからである。しかし、裁判費用の一部は利用者が負担しなければならない。

絶対王政期には、裁判に勝訴した訴訟当事者は裁判官に贈り物をしていた。それには二つの理由がある。一つは、裁判官の地位は金を出して国王から買っていた、いわゆる官職売買の制度(vénalité des offices)があったから、贈り物はその見返りであった。今一つは、裁判官は国家から報酬を受けていなかったからである。この贈り物は épices (香辛料という意味) と呼ばれアーモンドを糖衣で包んだボンボンやジャムであったが、後には

現金となった<sup>1)</sup>。裁判官は贈り物を受け取るために、裕福な訴訟当事者に有利な判決を下す傾向があったから、公平な裁判を期待することはできなかった。

1790年8月16日=24日の法律がこの制度を廃止して、裁判の無償原則を確立した<sup>2)</sup>。

裁判そのものは無償であっても、訴訟にはそのほかに費用が必要である。弁護士 (avocat), 控訴院代訴士 (avoué près la cour d'appel), 執行吏 (huissier de justice), 鑑定人 (expert) などの司法補助職 (auxiliaire de justice) に支払う謝礼金 (honoraires) や公定報酬 (émolument) である。このことはフランスに限ったことではない。

このように裁判そのものは無償でも、それに付随する費用が多額であれば所得の少ない人は裁判制度を利用することができないことになってしまう。そこで整備されてきたのが、法律扶助 (aide juridique) 制度と国選弁護士 (avocat commis d'office) の制度である。この二つの制度とも所得の少ない人が裁判するために費用の全部または一部を国家が負担する制度である。

すでに1851年1月22日の法律が司法扶助 (assistance judiciaire) を創設したが、それはまだ一種の公的な慈善事業 (une œuvre de charité publique) に過ぎなかった。

1972年1月3日の法律第72-11号が全体的な改定を行って、法律扶助 (aide juridique) と名称を変えて新しい制度を創設した。

現在の法律扶助 (aide juridique) の制度を定めているのは1991年7月10日の法律第91-647号であるが、この法律はその後しばしば改正されて現在まで効力をもっている。

司法扶助 (assistance judiciaire) から法律扶助 (aide juridique) への名称変更には意味がある、といわれている<sup>3)</sup>。法律扶助は、それ以前と違って、裁判中の訴訟費用だけに及ぶのではなく、訴訟費用とは別に防御者に



固有の権利を守るためのあらゆる費用に及ぶとされているからである。

1991年7月10日の法律によれば、「裁判扶助(aide à la justice)および権利扶助(aide au droit)は、本法が定める条件で保障され」(1条1項)、「法律扶助(aide juridique)には、司法扶助(aide juridictionnelle)、権利扶助(aide à l'accès au droit)、および警察留置(garde à vue)期間中および刑事斡旋(médiation pénale)に関する弁護士の関与扶助(aide à l'intervention de l'avocat)が含まれる」(1条2項)。

司法扶助は、非常に広い範囲に及び、司法機構に属するすべての裁判機関だけでなく、行政機構に属する裁判機関での訴訟費用に対しても適用される。

司法扶助を受けることができるのは、フランス国籍をもった自然人、ヨーロッパ共同体構成国の国民およびフランスに居住している外国人(3条)であって、裁判を受ける権利を利用するのに自己の資産が十分でない自然人(personne physique)である(2条1項)。また、その所在地がフランスにあり十分な資産をもっていない非営利目的の法人(personne morale à non lucratif)も例外的に司法扶助を受けることができる(2条2項)。

2010年度からは、全額司法扶助を受けることができる月額収入の上限は915ユーロで、一部司法扶助を受けることができる上限は1,372ユーロである<sup>4)</sup>。

2008年に司法扶助が認められた人は、全額扶助は787,101人(2007年は791,232人)、一部扶助が認められた人は2008年には99,236人(2007年には103,177人)であった<sup>5)</sup>。

司法扶助を受ける条件を審査するのは、事件の本案を審理する裁判所ではなく、司法扶助事務所(bureaux d'aide juridictionnelle)と呼ばれる特別な機関である(12条)。請求があっても、明らかに受理できないときまたは根拠を欠いているときは、司法扶助は認められない(7条1項)。司法扶助事務所は、大審裁判所の所在地に設置される(13条2項)ことになっ

ているが、破棄院、コンセイユ・デタ、難民請願委員会 (commission des recours des réfugiés) にも設けられる(14条)。

司法扶助および警察留置期間中の弁護士の関与扶助の財政資金は、国家により保障されることになっている(67条)。

権利扶助には、権利義務についての一般的な情報提供、権利を行使するための組織についての情報提供、法的な性質の権利の行使および義務の履行に関するあらゆる手段を実現するための扶助、非司法手続きにおける援助、法的な問題についての相談、法的文書の作成に対する援助が含まれる(53条1項)。

各県には、公益団体 (groupement d'intérêt public) である権利扶助県評議会 (conseil départemental de l'accès au droit) が設置される(54条, 55条)。県評議会は、国家、県、県にあるコミューンの長の団体、県の弁護士会、弁護士会の財政規約基金、県の執行吏組合、県の公証人組合、控訴院が設置されている県においては控訴院代訴士の懲戒組合、パリではコンセイユ・デタおよび破棄院の弁護士会、県知事の提案にもとづき国家以外の上記の構成員が共同で任命する県庁所在地の大審裁判所で権利扶助につき仕事をしている団体が構成され、県庁所在地の大審裁判所の所長が主宰する(55条)。

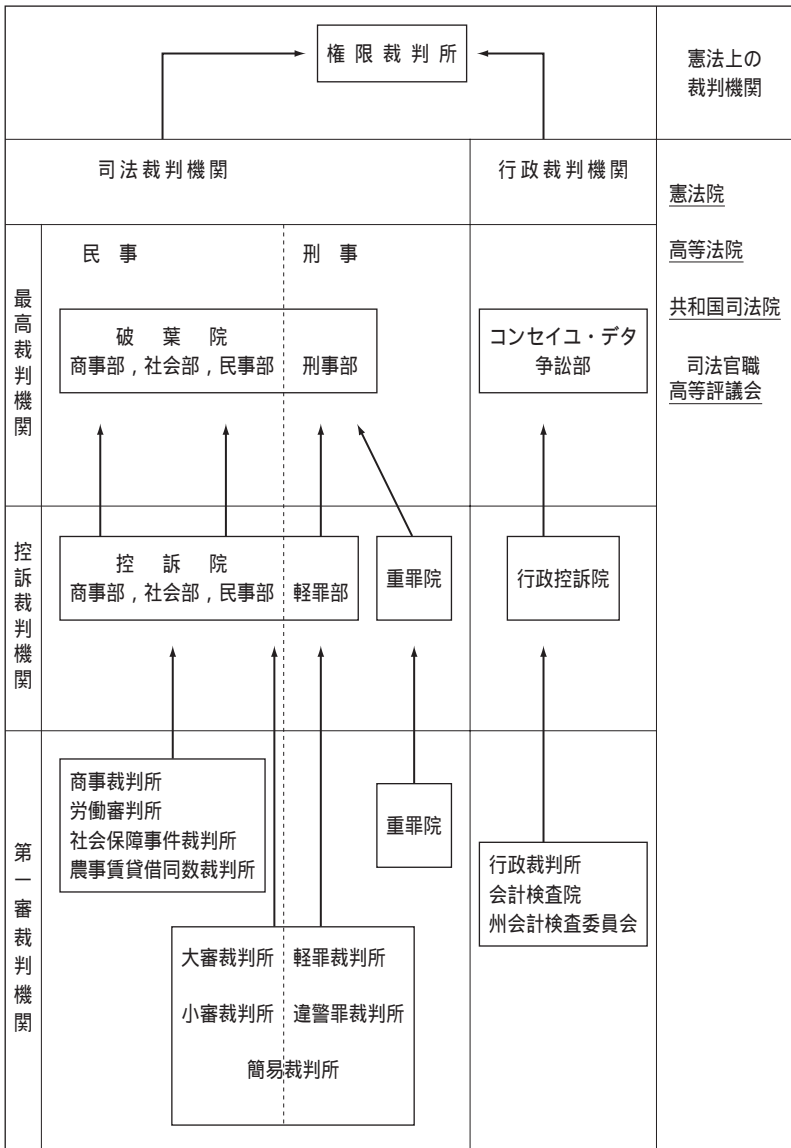
権利扶助が認められる条件は、権利扶助県評議会が決定することになっているから、特に法律による限定はない(53条2項)。

権利扶助の財政資金は、国家、県およびこの法律が定める公益団体の構成員の分担金および司法職や法律職の職業組合の分担金などによって保障され、地域管轄を有する権利扶助県評議会に支払われる(68条)。

警察留置期間中の弁護士の関与扶助に関しては、刑事訴訟法典63-4条1項から7項、1993年8月24日の法律第93-1013号および2000年6月15日の法律第2000-516号(殆どの条文が刑事訴訟法典に編入されている)が規定している。警察に留置された人は、その最初から弁護士との会見を請求でき、

フランスの裁判制度(1)(中村)

裁判機関の審級図



自分で弁護士を選任できないときまたは選任された弁護士と連絡がとれないときは、弁護士会会長により職権で弁護士の任命を請求できるし、警察留置が延長されるときは延長の初めから弁護士との会見を請求できる（刑事訴訟法典63-4条）。この制度は、資力が十分でない人のために、弁護士会会長が職権で任命した弁護士による扶助の制度である。

- 1) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 64.  
cf. Jean-Pierre Scarano; op. cit., p. 51.
- 2) 1790年8月16日=24日の法律第 編2条は、「司法官職の売買制度は、永久に廃止される。裁判官は、無償で裁判しなければならず、国家から俸給を受けるものとする」と規定している。
- 3) cf. Roger Perrot; op. cit., p. 68.
- 4) cf. Service-Public. fr. p. 2. (<http://vosdroits.service-public.fr>)
- 5) cf. «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés) et «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice)

## II . 司法機構に属する民事の裁判機関

フランスにおける現行の司法裁判機関についての一般原則は、司法組織法典第 部（司法裁判機関に関する共通規定）第 編（一般原則）単一章（L. 111-1条から L. 111-12条）が定めている。司法裁判機関に課せられる一般原則は、フランス人民の名において裁判すること、裁判の無償制、妥当な期間内での判決、司法サービスの恒久性と継続性、公平な司法裁判機関の保障、公平性のための裁判官の忌避などである。

ここでは、裁判機関の階層性に従って、先ず民事の第一審裁判機関について、次に民事の上級裁判機関である控訴院についてみていく。

### 1. 民事の第一審裁判機関

司法機構に属する民事の普通法上の第一審裁判機関としては、大審裁判所、小審裁判所、簡易裁判所があり、民事の第一審の特別裁判機関としては商事裁判所、労働審判所、農事賃貸借同数裁判所、社会保障事件裁判機

関がある。

#### A．普通法上の民事の第一審裁判機関

##### 1) 大審裁判所 (tribunal de grande instance)

大審裁判所は、1958年12月22日の司法組織に関するオルドナンス第58-1273号により設置され(1条)、1790年8月16日=24日の司法組織に関するデクレで創設された選挙によって任命される裁判官で構成されていた第一審裁判所(tribunal de première instance)に代わることになった(2条)。

1790年当時の第一審裁判所は行政区画であるディストリクト(district)ごとに設置されていたから、ディストリクト裁判所(tribunal de district)とも呼ばれていて全国に545の裁判所があった。

2010年現在フランス本土に175、海外に6の大審裁判所があったが、2008年2月15日のデクレ第2008-145号および第2008-146号により2011年1月1日からその数は158に減らされた(序の注2)参照)。

大審裁判所は、第一審として民事事件<sup>1)</sup>および刑事事件を裁判し、刑事事件を裁判するときは軽罪裁判所(tribunal correctionnel)と呼ばれる(司法組織法典 L. 211-1条)。

控訴院の管轄区域に、少なくとも一つの大審裁判所が設置される(司法組織法典 L. 211-2条)。実際には、各県に一つ、またはいくつかの県では複数の大審裁判所が設置されている。

大審裁判所は、少なくとも3人の裁判官で構成され、そうちの1人が裁判長となり、ほかに大審裁判所検事正(procureur de la République)および書記(greffier)がいる。重要ないくつかの裁判所(パリ、リヨン、トゥールーズ、マルセイユ、ポルドー)には多くの裁判官が配属されている<sup>2)</sup>。また、大審裁判所は、その重要性に応じて、多くの部(chambre)をおくことができるが、少なくとも3部ある(司法組織法典 R. 311-8条)。パリの大審裁

判所には31の部, マルセイユの大審裁判所には11の部, リヨンの大審裁判所には10の部がある<sup>3)</sup>。

大審裁判所の一般の権限は, 訴訟事件の性質と請求額を理由として他の裁判機関に管轄権が付与されていないあらゆる民事事件および商事事件を裁判することである(司法組織法典 L. 211-3条)。現実には, 請求額が10,000ユーロを越える民事の性質をもった訴えを裁判する。10,000ユーロを超えない額については小審裁判所が管轄し(司法組織法典 L. 221-4条), 4,000ユーロを超えない額については簡易裁判所の管轄とされている(司法組織法典 L. 231-3条)。

大審裁判所は, また法律および規則が定める事項について専属管轄権をもっている(司法組織法典 L. 211-4条)。2005年1月26日の法律以来, 専属管轄権が認められるのは, 不動産に関しては不動産確認訴訟(action pétitoire), 不動産占有訴訟(action possessoire), 人の身分に関しては婚姻, 離婚および別居, 親子関係, 国籍, 養子縁組, 生死不明, 夫婦財産制, 相続であり, その他特許証, 工業製品商標, 原産地表示についても専属管轄権が認められている(司法組織法典 L. 213-3条)。特別に指定された大審裁判所は, 特許や知的財産の実用証などに関する訴訟を裁判する<sup>4)</sup>。

また, 特別に指定された大審裁判所は, 子供の国際的な不法移動(déplacement illicite international d'enfants)に関する国際的なおよびヨーロッパ共同体的な仲介についての問題についても専属管轄権をもっている(司法組織法典 L. 211-12条)。

商事裁判所が設置されていない管轄区域においては, 商事裁判所の管轄とされている事件について大審裁判所が裁判する(商法典 Code de commerce L. 721-2条)。

大審裁判所は, 紛争の対象または裁判すべき性質からくる例外を除いて, 合議制で裁判する(司法組織法典 L. 212-1条)。

大審裁判所の所長(président du tribunal de grande instance)は, 他の

裁判官と同様に審理に参加する(通常は第1部の裁判長)が、そのほかにも特別な職務をもっている。

大審裁判所の所長は、長としての資格で、内部行政を担当し、事件をそれぞれの部に配分するなどの行政的な性質の職務や重罪陪審の名簿作成を監督するなどの超司法的職務を担当し、さらに、法律または規則が定める事件についても権限をもっている(司法組織法典 L. 213-1条)。

大審裁判所所長は、急速審理(référé)によりまたは申請(requête)にもとづいてあらゆることを裁判する(司法組織法典 L. 213-2条)。

急速審理命令(ordonnance de référé)とは、法律が本案を受理していない単独の裁判官に直ちに必要な措置を命じる権限を付与している場合に、一方の当事者の請求により、相手方の面前でまたは相手方を呼び出して行う仮の決定である(民事訴訟法典484条)<sup>5)</sup>。一方の当事者が明らかに違法な侵害を受けているとき、危険にさらされている子供の監護権を変更する必要があるとき、文化団体の構成員の間に重大な意見の相違があって暫定的な管理者を任命する必要があるときなど、緊急に仮の措置をとらなければならないときに行われる<sup>6)</sup>。急速審理裁判官(juge des référés)は、召喚された当事者が防御の準備をすることができるように、召喚と審問の間に十分な時間を確保する(民事訴訟法典486条)。

申請にもとづく命令(ordonnance sur requête)は、対審によらないで(non contradictoirement)、当事者の一方の申請に対して大審裁判所所長が下す仮の決定である(民事訴訟法典第493条)。保全差押手続きの許可、身分証明書の訂正などである。

大審裁判所所長は、執行担当裁判官(juge de l'exécution)の職務を担当するが、それを1人または複数の裁判官に委任することもできる(司法組織法典 L. 213-4条)。

大審裁判所には、家族事件裁判官(juge aux affaires familiales)の職務を担当する1人または複数の裁判官がおかれ、離婚、別居、扶養義務の決

定、婚姻費用の分担などについて裁判する(司法組織法典 L. 213-3条)。家族事件裁判官は、問題を大審裁判所の合議制組織に移送することもできる(司法組織法典 L. 213-4条)。

1995年2月8日の裁判組織および民事、刑事、行政訴訟に関する法律第95-125号以来、大審裁判所は、かつての治安裁判官(juge de paix)が巡回裁判官として活動していたように、縁日や市の立つ日に出張法廷(audience foraine)で裁判するために派遣部(chambre détachée)を設置することができるようになった<sup>7)</sup>。この法律の一部は、旧司法組織法典に編入されている。旧司法組織法典 L. 311-16条から L. 311-18条が派遣部について規定している<sup>8)</sup>。派遣部は管轄地域における民事および刑事事件を裁判し、その設置場所と管轄地域はコンセイユ・デタのデクレにより定められる。これは裁判を受ける人にとって身近に裁判所が存在するという利点がある。

大審裁判所の判決に対する控訴(appel)は、控訴院(cour d'appel)の民事部(chambre civile)に申し立てられる。

- 1) 大審裁判所は、2008年には907,376件(2008年には893,141件)の民事事件を裁判した。そのうちの113,847件(2007年には111,929件)は急速審理であった。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice) et «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 2) 2004年には、パリの大審裁判所には245人の裁判官が在籍していた。cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 72.
- 3) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 98.
- 4) 司法組織法典 L. 211-10条:「特別に指定された大審裁判所が、知的所有権法典が定める場合と条件で、発明特許証, 知的財産の実用証, 知的所有権保護証, および植物産出に関する訴訟を裁判する。」
- 5) 民事訴訟法典第488条1項:「急速審理命令は、原則として、既判力をもたない。」  
2項:「急速審理命令は、新たな状況が生じた場合でなければ、修正され得ずまたは再び命令され得ない。」
- 6) 民事訴訟法典第808条:「緊急なあらゆる場合において、大審裁判所所長は、いかなる異議申し立てでもできない措置により、または紛争の存在が証明するあらゆる措置を急速審理により命じることができる。」  
cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 74 et 75.



cf. Roger Perrot, op. cit., p. 98.

7) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 48.

なお、旧司法組織法典 L. 7-10-1-1 条は、「司法機構に属する裁判機関は、コンセイユ・デタのデクレにより定められた条件で出張法廷を開くことができる」と定めていた。この条文は、1995年2月8日の裁判組織および民事、刑事、行政訴訟に関する法律第95-125号3条により補充された規定である。

8) 旧司法組織法典は、2006年6月8日のオルドナンス第2006-673号により改正され、旧法典の中のいくつかの規定は新法典に編入されている。新司法組織法典の第 部第 編 4 節は「派遣部」という表題であるが条文はなく、旧法典の L. 311-16条から L. 311-18条参照となっている。

## 2) 小審裁判所 (tribunal d'instance)

小審裁判所の起源は、フランス革命の初期1790年8月16日 = 24日の司法組織に関するデクレ第 編 (治安裁判官についてという表題) 1条および2条で各カントン (canton) に設置された選挙制の治安裁判官 (juge de paix) に遡る。その後選挙制は任命制に変わるが、治安裁判官の制度は1958年まで続いた。1958年12月22日の司法組織に関するオルドナンス第58-1273号は、1条で小審裁判所の設置を定め、2条で単独制の小審裁判所が治安裁判官に取って代わることを定めた。1958年の改革までは、2,092人の治安裁判官がいた<sup>1)</sup>。

2010年にはフランス本土に476の小審裁判所が設置されていたが、2011年からその数は305に減らされた(序の注3)参照)。

控訴院の管轄範囲に、少なくとも一つの小審裁判所が設置される(司法組織法典 L. 221-2条)。

小審裁判所は、その管轄範囲の広さと裁判する事件の多さによって人数は異なるけれども、複数の裁判官により構成されている。パリでは、各区 (arrondissement) に設置されている小審裁判所には2人の裁判官がいるし、マルセイユの小審裁判所には11人の裁判官がいる<sup>2)</sup>。小審裁判所自体は複数の裁判官で構成されているが、小審裁判所は単独裁判官によって裁判する(司法組織法典 L. 222-1条)。

小審裁判所は、訴訟事件の性質または訴訟価格により法律または規則が権限を付与している民事および刑事の事件を第一審として裁判する（司法組織法典 L. 221-1 条 1 項）。小審裁判所は、刑事事件を裁判するときは、違警罪裁判所（tribunal de police）と呼ばれる（司法組織法典 L. 221-1 条 3 項）。

小審裁判所は、法律により他の裁判機関の権限とされているものを除いて、請求額が10,000ユーロを超えない対人訴訟または動産訴訟を裁判する（司法組織法典 L. 221-4 条<sup>3)</sup>）。小審裁判所の個別の権限は、コンセイユ・デタのデクレにより定められる（司法組織法典 L. 221-5 条）。小審裁判所が申請にもとづきまた急速審理において裁判するときは、司法組織法典 L. 221-4 条に定められた請求について裁判する（司法組織法典 L. 221-6 条）。

小審裁判所においては、訴訟当事者は自ら法廷で主張することができるし、または援助してもらったり代理してもらったりすることができる（民事訴訟法典827条）。援助や代理をしてもらうことができるのは、弁護士、配偶者、直系の親族または姻族、3親等までの傍系の親族または姻族のほかもっぱら訴訟当事者の個人的な任務または訴訟当事者の企業に雇われている人である（民事訴訟法典828条 1 項）。

小審裁判所および簡易裁判所における裁判上の請求（demande en justice）は、和解のために原告が被告に対して裁判所に出頭するように呼び出すこと（assignation）により申し立てられるし、また両当事者がそれぞれの申し立てや争点を裁判官に提出する共同申請（requête conjointe）によっても申し立てられる（民事訴訟法典829条）。

小審裁判所の地域管轄は、訴訟事件の数や地理的条件によって異なり、行政上の区画とは別である。小審裁判所の設置場所はデクレで定められる。一般的には、県庁所在地には必ず小審裁判所がおかれている。

小審裁判所の中の 1 人または複数の裁判官が後見裁判官（juge des tutelles）の職務を執行する（司法組織法典 L. 221-3 条）。

後見裁判官は、未成年者に成年者と同様の民事上の行為能力を付与する行為である親権からの未成年者の解放（émancipation）、未成年者の法定

財産管理 (administration légale), およびに成年後見制度 (tutelle des majeurs), 成年無能力者を司法保護, 保佐, 後見の保護のもとにおくこと, 生死不明の推定の確認などについて裁判する (司法組織法典 L. 221-9 条)。

小審裁判所の判決にたいする控訴は, 控訴院の民事部に申し立てられる。

- 1) cf. Roget Perrot, op. cit., p. 104.
- 2) cf. Roget Perrot, ibid.
- 3) 2008年には, 小審裁判所は600,677件 (2007年には498,968件) の事件を裁判をした。そのうちの, 74,625件 (2007年には76,661件) は急速審理である。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008. (Ministère de la Justice) et Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)

### 3) 簡易裁判所 (juridiction de proximité)

簡易裁判所は2002年9月9日の法律第2002-1138号により創設され, 第一審として民事および刑事事件を裁判する (司法組織法典 L. 231-1 条)。簡易裁判所は, 控訴院の管轄区域に少なくとも一つ設置される (司法組織法典 L. 231-2 条)。2008年2月15日のデクレ第2008-145号および第2008-146号によれば, 2010年1月1日には303の簡易裁判所が設置されている<sup>1)</sup>。

簡易裁判所は, 小さな紛争を迅速に解決することを目的として設置された。従って, 簡易裁判所は, 民事に関しては, 他の裁判機関の権限とされているものを除いて, 4,000ユーロを超えない対人訴訟 (action personnelle) と動産訴訟 (action mobilière) について管轄権をもっている (司法組織法典 L. 231-3 条)<sup>2)</sup>。4,000ユーロを超える額の訴訟については簡易裁判所には管轄権がない。このほか, 簡易裁判所の特別な権限についてはコンセイユ・デタのデクレにより定められる (司法組織法典 L. 231-4 条)。

簡易裁判所は, 違警罪についても管轄権をもっているが, このことについては刑事裁判のところで述べる。

この裁判所は, 単独裁判官によって裁判する (司法組織法典 L. 232-1 条)。

簡易裁判所の裁判官は、第一審裁判機関の裁判官の職務のうち限られた職務を行使するために、一定の条件を満たした者が任命される<sup>3)</sup>。1958年12月22日のオルドナンス41-17条が定める一定の条件とは、司法機構および行政機構の元裁判官、年齢35歳以上でその職務を執行する能力と経験をもっている者であって、修士の称号をもち、4年以上法律分野での職業経験がある者、法律職の元公務員、5年以上その職務を執行した調停員などである。従って、簡易裁判所の裁判官は、司法官団 ( corps judiciaire ) の外部から募集されることになる。

この裁判官は、司法官職高等評議会の一致した意見により司法大臣の提案にもとづいて共和国大統領により直接任命され、任期は7年で再任はされない。また、75歳を超えてその職務にとどまることはできない ( 1958年12月22日のオルドナンス41-24条 )。

簡易裁判所の裁判官は、パート・タイムでその職務を行使し、コンセイク・デタのデクレにより定められた勤務手当 ( indemnité de vacation ) を受け取る ( 1958年12月22日のオルドナンス41-21条 )。司法官の職務は、原則として、公務員の職務、その他の職業活動と兼職できない ( 1958年12月22日のオルドナンス 8 条 1 項 ) が、簡易裁判所の裁判官は裁判官としての職務を行使すると同時に、裁判官職の尊厳と独立を侵害しない限り、自由業としての法律職を行うことができる。但し、大審裁判所の管轄区域にその職業上の住所がある場合には簡易裁判所の裁判官の職務は行使できない ( 1958年12月22日のオルドナンス41-22条 )。

簡易裁判所の管轄地域は、小審裁判所の管轄地域と一致する。

簡易裁判所の裁判官がいなくなるときまたは差し支えがあるときは、その職務は、大審裁判所所長が任命する小審裁判所の裁判官によって行使される ( 司法組織法典 L. 232-2 条 )。

1) cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice) et «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)

2) 2008年に簡易裁判所は、106,475件 ( 2007年には107,529件 ) の事件を裁判した。cf.

## フランスの裁判制度(1)(中村)

「Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008. (Ministère de la Justice) et 「Les chiffres-clés de la Justice, 2009」 (Ministère de la Justice et des Libertés)

- 3) 1958年12月22日の司法官の身分に関する組織法律を定めるオルドナンス第58-1270号第-5章(41-17条から41-24条まで)は、2003年2月26日の簡易裁判所裁判官に関する組織法律第2003-153号第-5章(簡易裁判所裁判官についてという表題)の中に編入されている。

### B. 民事の特別裁判機関

司法機構に属する第一審の民事特別裁判機関には、商事裁判所、労働審判所、農事賃貸借同数裁判所および社会保障事件裁判機関がある。

#### 1) 商事裁判所 (tribunal de commerce)

商事裁判所は、現在の裁判所の中で最も古い歴史をもっている。イタリアの商業都市で発達したものが、15世紀のフランスに移入され、その後いくたびかの改革を経て今日にいたっている。

15世紀といえば、イタリアに発した商品経済が次第にヨーロッパ各地に広がり、フランスにおいても封建的な規制を受けながらも商品交換が全国的に広がり始めた時期である。といっても、その時代の経済的な基盤は領主制のもとでの自給のための農業生産であった。社会の基本的な規範は従来の慣習法であった。しかし、新たに広がり始めた商品経済の担い手である商人(ブルジョワ: bourgeois)は、自由な商品交換を行うために農村社会とは違った規範とその規範を適用する裁判所を必要とした。そのような状況のもとで設立された裁判所が今日の商事裁判所の起源である。そこでは、商人仲間から選ばれた裁判官が、商慣習にもとづいて問題を解決していた。初めは、市の立つごとにその期間だけ設置されていたが、1563年にシャルル9世(Charles IX)は、リヨン、トゥルーズ、ルーアンなどの大きな商業都市に恒久的な商事裁判所を設置した<sup>1)</sup>。

フランス革命のときに、旧制度のもとで存在していた国王裁判所や領主裁判所はすべて廃止されて新しく近代的な裁判所がそれにとって代わったが、商事裁判所だけは生き残った。それは、この裁判所が商人仲間から選

挙された裁判官で構成されていたという理由による。

1790年8月16日=24日の司法組織に関するデクレは、商事裁判所についての規定を設けていた。そのデクレによれば、商事裁判所は、県の行政庁が必要だと判断した都市に設置され(第12編1条)、陸上および海上のすべての商事事件を区別なく裁判する(同2条)。商事裁判所は5人の裁判官で構成されていた(同6条)。裁判官は、職業裁判官ではなく、商人自身によって選挙される商人であって、裁判所が設置されている都市の卸売り商人、銀行家、小商人、工場主、船主および船長の集会において選挙されていた(同7条)。

現在の商事裁判所は、選挙制の裁判官と書記で構成される第一審の民事特別裁判所である(商法典 L. 721-1 条 1 項)<sup>2)</sup>。商事裁判所は、他のすべての裁判機関と同様に司法組織法典第 部の規定(第 部は、「司法裁判所に共通の規定」という表題)に従う(商法典 L. 721-1 条 2 項)。

商事裁判所が裁判する訴訟は、商人 (commerçant) 間の契約に関する訴訟、金融機関 (établissement de crédit) の間または金融機関と商人の間の契約に関する訴訟、商事会社 (société commerciale) に関する訴訟、すべての人の間の商行為 (actes de commerce) に関する訴訟である(商法典 L. 721-3 条)<sup>3)</sup>。

商事裁判所は、また、商人と非商人の署名がある約束手形 (billet à ordre) について裁判するが、商取引、輸送、両替、銀行業務または仲買業を行う場合でなく且つ約束手形に非商人の署名しかないときは、被告の請求があれば、訴訟は大審裁判所に移送されなければならない(商法典 L. 721-4 条)。

但し、商人が署名した手形はその商人の商取引のためになされたものとみなされる(商法典 L. 721-2 条 2 項)。

しかし、自己の産地の食品の販売のために土地所有者、耕作者またはブドウ栽培者に対して起こされた訴訟、自己の利用のために購入した食品お

よび商品の支払いのために商人に対して起こされた訴訟は商事裁判所の権限ではない(商法典 L. 721-6 条)。

商事裁判所が設置されていない管轄区域においては、大審裁判所が、商事裁判所に付与されている事件を裁判する(商法典 L. 721-2 条 1 項)。

商事裁判所における判決は、原則として、合議制によってなされる(商法典 L. 722-1 条)。

商事裁判所の設置場所と管轄区域は、商業活動の必要性から決められ、大審裁判所や小審裁判所のように行政区画とは符合しない。

商事裁判所の裁判官はいまでも選挙によって選ばれる。裁判官の数は、商事裁判所の活動により異なるが、パリの商事裁判所には2004年に166人の裁判官がいた<sup>4)</sup>。

Bas-Rhin 県、Haut-Rhin 県および Moselle 県においては、大審裁判所商事部が設けられ、そこが商事裁判所の権限をもっている(商法典 L. 731-1 条、731-2 条)。大審裁判所商事部は、大審裁判所の裁判官が裁判長となり、ほかに選挙で選ばれた 2 人の陪席裁判官で構成される(商法典 L. 731-3 条)。

商事事件を裁判するためには、裁判官が商慣習をよく理解していることが重要である。そういう意味で裁判官を商人仲間から自分たちで選ぶ方法には理由があるといえる。

商事裁判所裁判官(juge consulaire: この呼称はアンシアン・レジームの商事裁判所裁判官を指す juge-cunsul に由来する)は、商人によって直接選挙されるのではない。1961年8月3日のデクレ第61-823号以来二段階選挙で選ばれる。裁判官を選ぶ選挙団の選挙と選挙団による裁判官の選挙である。

選挙団の選挙にあたっては、商工会議所(chambre de commerce et d'industrie)の管轄区域ごとに任期5年の選挙代表者(délégué consulaire)が選ばれる(商法典 L. 713-6 条)。選挙代表者が集まって商事裁判所裁判官を選ぶ選挙団(collège électoral)を構成する。選挙団選挙の選挙人は、個人の資格では、商工会議所の管轄区域にある商業・会社登記簿

に登録されている商人，手工業者名簿（*répertoire des métiers*）に登録され且つ商業・会社登記簿（*registre du commerce et des sociétés*）に登録されている企業の代表者，フランスにおいて登録されている船舶で指揮権を行使する商船の船長，商事裁判所での職務を行使している者および元商事裁判所の裁判官などであり，また，商工会議所の管轄区域にある商工業の性質をもった会社や公的施設は，その代表を介して選挙人となることができるし，さらに本人自身は商人ではないがその企業において商業，技術または管理部門で責任のある職務を行使している管理職も選挙人となることができる（商法典 L. 713-7 条）。

商事裁判所の裁判官に選ばれるのは，選挙代表者を任命するための選挙人名簿に登録されているすべての人であるが，30歳以上の人で，最近の5年間商業・会社登記簿に登録された商業活動を証明しなければならない（商法典 L. 723-4 条）。

商事裁判所の裁判官は，職務に就く前に，「適切に且つ誠実に職務を遂行し，審議の秘密を細心に守り，あらゆる点で威厳に満ちた且つ公正な裁判官として行動することを」宣誓しなければならない（商法典 L. 722-7 条）。

商事裁判所裁判官は，最初は2年の任期で選ばれ，2回目からは4年の任期で選ばれる（商法典 L. 722-6 条）。再任は可能であるが，4期連続して裁判官に選ばれた後は，1年をおかなければ再選されない（商法典 L. 723-7 条）。

商事裁判所の裁判官の職務は無償である（商法典 L. 722-16 条）。

商事裁判所の所長は，6年以上商事裁判所で裁判官を勤めた者の中から，裁判官の総会で，秘密投票によって選ばれ，その任期は4年である（商法典 L. 722-11 条）。

所長は，商事事件に関する急速審理裁判官でもある<sup>5)</sup>。

裁判官が職務上の尊厳，誠実さ，品位および責務に違反したときは，懲戒処分の対象となる（商法典 L. 724-1 条）。懲戒権は，破棄院の院長が任命



する破棄院の部長により主宰される全国懲戒委員会 (commission nationale de discipline) により行使され、その委員会は、破棄院の部長のほか、1人の CONSEILIER・データの裁判官、2人の控訴院裁判官、4人の商事裁判所裁判官で構成される (商法典 L. 724-2 条)。懲戒委員会は、裁判官の譴責または罷免を宣告することができる (商法典 L. 724-3 条)。

商事裁判所の判決に対する控訴は、控訴院の商事部 (chambre commerciale) に申し立てられる。

- 1) cf. Roger Perrot, op. cit., p. 112.
- 2) 2008年2月15日のデクレ第2008-145号および第2008-146号によれば、2009年1月1日現在 135 の商事裁判所が設置されている。それ以前は 185 の商事裁判所が設置されていた。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice) et «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 3) 商事裁判所は、2008年には181,803件 (そのうち急速審理が27,239件)、2007年には196,378件 (そのうち急速審理が26,052件) の事件を裁判し、商事について権限をもっている大審裁判所は、2008年には24,382件、2007年には24,433件の事件を裁判した。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice) et «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 4) cf. Jean-Pierre Scarano, op. cit., p. 85.
- 5) 民事訴訟法典872条:「商事裁判所所長は、緊急の場合には、商事裁判所の権限の範囲内において、いかなる重大な異議申し立てもできないまたは紛争の存在が証明するあらゆる方法の緊急審理を命じることができる。」  
民事訴訟法典873条1項:「商事裁判所所長は、前条と同一の権限の範囲内においておよび重大な異議申し立てがあるときでも、切迫した損害を予防し明らかに不法な紛争を中止させるために、保存措置または必要とされる原状回復措置を急速審理で命じることができる。」  
2項:「商事裁判所所長は、債務の存在につき重大な異議がない場合は、債権者への前渡し金を認めることができ、または作為債務についても債務の履行を命じることができる。」

## 2) 労働審判所 (conseil de prud'homme)

アンシアン・レジームのもとでは、同業組合の職業紛争を裁判する任務をもった宣誓同業組合 (jurande) と呼ばれる特別な裁判所があった。今日の労働審判所は、アンシアン・レジームのもとでリヨンにおける絹織物製造業者と絹織物工との間の紛争を和解しまた裁判するために創設された

技術工芸裁判機関 ( jurisdiction des arts et métiers ) に由来する。

この裁判機関は、フランス革命の初期1791年3月2日 = 17日に「すべての間接物品税、すべての同業組合の親方と宣誓同業組合の廃止および営業免許状の設定を定めるデクレ」が制定され、商業活動に対する制約がなくなり、職業および手工業の自由が認められたので、それにともなって廃止された。職業上の紛争も、他の民事事件と同様に普通法裁判所で裁判されることになった。しかし、普通法裁判所の裁判官は商業活動に関する慣習等に必ずしも精通していたわけではなかった。

そこで、リヨンの絹織物製造業者の嘆願を受け入れて、ナポレオン 1 世は、1806年5月18日の法律<sup>1)</sup>により労働紛争の解決を目的とした労働審判所を作った。

その後いくたびかの改正を経て、1973年労働法の改正に伴い労働審判所に関する規定は、労働法典の立法の部の第 部 ( L. 1411-1 条から L. 1462-1 条 ) と命令の部の第 部 ( R. 1412-1 条から R. 1463-1 条 ) に定められている<sup>2)</sup>。

労働審判所は、大審裁判所の管轄範囲に少なくとも一つ設置され<sup>3)</sup>、大審裁判所の管轄範囲に一つの労働審判所しか設置されていないときは、その管轄範囲は大審裁判所の管轄範囲全体に及ぶ ( 労働法典 L. 1422-1 条 1 項 )。地理的、経済的または社会的条件を考慮して、一つの大審裁判所の管轄範囲に複数の労働審判所を設置することができる ( 労働法典 L. 1422-1 条 2 項 )。労働審判所の設置または廃止、管轄区域の決定または修正、および設置場所はコンセイク・データのデクレにより定められる ( 労働法典 L. 1422-3 条 )。

労働審判所は、労働契約の際に生じた個別的な紛争を、訴訟額を問わず、解決する専属管轄権をもっている<sup>4)</sup>。

労働審判所は、使用者と労働者の間の紛争についてしか管轄権をもたない。そこで裁判される紛争は個別的且つ私的なものでなければならない。すなわち、私企業部門における労働契約の締結、実行または解消について雇い主と賃金労働者の間の紛争の限られる。労働審判所は、集团的労働争

議または国家、公共団体、公施設とそれらの従業員に対する紛争を解決する権限はもたない。

すべての集団的労働争議は、調停手続き (procédure de conciliation)、斡旋員による斡旋手続き (procédure de médiation) または仲裁人による仲裁手続き (procédure d'arbitrage) によって解決することができる (労働法典 L. 2522-1 条, L. 2523-1 条, L. 2524-1 条, )。

調停手続きは、使用者の代表組織、労働者の代表組織からそれぞれ同数の委員、および公権力の代表者で構成される国家調停委員会または地方調停委員会 (commission nationale ou régionale de conciliation) が扱う (労働法典 L. 2522-2 条, L. 2522-7 条)。

労働審判所は、選挙によって選ばれる労使それぞれ同数の裁判官 (特に conseiller と呼ばれる) で構成される。同数制を維持するために、判決は、2人の使用者裁判官と2人の労働者裁判官の4人でなされる。可否同数のときは、所長が決裁権をもつ。

所長と副所長の任期は1年であり、毎年交替で使用者と労働者から選ばれる (労働法典 L. 1423-6 条)。所長が使用者から選ばれているときは、副所長は労働者から選ばれる (労働法典 L. 1423-4 条)。裁判官は5年の任期で選出され、再選可能である (労働法典 L. 1442-3 条)。

裁判官の選挙人は、それぞれの選挙団の選挙人名簿に登録されている者で、職業活動を行っている16歳以上の使用者および労働者である (労働法典 L. 1441-1 条)。

裁判官の被選挙資格は、選挙団の選挙人名簿に登録されていて、21歳以上でフランス国籍をもつ者、いかなる禁止事由の対象にもなっていないこと、公民権停止を受けていないことであるが、以前に選挙人名簿に登録されていて職業活動をやめてから10年間の者も被選挙資格をもつ (労働法典 L. 1441-16条)。

労働審判所の裁判官は、同時に職業活動を行うことができる。従って、労働者である裁判官は審判所における職務を執行する必要があるときは、自己の労働を休むことができる（労働法典 R. 1423-58）。

2008年6月16日のデクレ第2008-560号により、労働時間外に審判所の職務を行使するときは、労働者である裁判官に対して支給される補償は1時間7,10ユーロと決められ、使用者である裁判官についても8時以前および18時以後についてはそれと同額、8時から18時まででは倍額と定められた。これは国家により支払われる。

労働審判所においては、調停手続きが義務的であって、調停が成功しなかった場合でなければ審判は行われない。

労働審判所における手続きは2段階で行われる。調停部（bureau de conciliation）における手続きと判決部における手続きである。調停部は、使用者である裁判官と労働者である裁判官の各1名で構成される（労働法典 L. 1423-13条）。調停が整わなかったときは判決部で事件が扱われるが、判決部は同数の使用者である裁判官と労働者である裁判官で構成される（労働法典 L. 1423-12条）。

労働審判所は、異なった職業活動に対応して自立的な部（section）に分けられる（労働法典 L. 1423-1 条 1 項）。1979年1月18日の労働審判所に関する労働法典の規定を改正する法律第79-44号以来、管理職部（section de l'encadrement）、工業部（section de l'industrie）、商業およびサービス業部（section du commerce et des services commerciaux）、農業部（section de l'agriculture）、雑職部（section des activités diverses）の5部である。各部は、6人の裁判官で構成される。

労働審判所には、急速審理について一つの共通組織がおかれる（労働法典 L. 1423-1 条 2 項）。急速審理組織は、審判所の総会において任命される労使各1名の裁判官で構成される。

労働審判所の判決に対する控訴は、控訴院社会部に申し立てられる。但

し、デクレが定める額以下については労働審判所は終審として裁判する(労働法典 L. 1462-1 条)。なお、控訴期間は1カ月である(労働法典 R. 1461-1 条)。

- 1) 1806年5月18日の法律第1編1条:「リヨンに、9人で構成される労働審判所を設置する。9人のうち、5人は卸売商人・製造業者で、4人は事業所の長とする。」  
3条1項:「卸売商人・製造業者は、6年間その業を遂行していない限り、または倒産した場合は、労働審判所裁判官に選出されない。」  
2項:「事業所の長は、読み書きができなければ、また6年間その地位になければ、または労働者が使用者に与えた物の留置権者である場合は、労働審判所裁判官に選出されない。」
- 2) 労働法典 (Code du travail) L. 1411-1 条から L. 1411-5 条。労働法典は、読みやすく且つ利用しやすくするために、2008年1月21日の法律第2008-67号により改正された。この法律は憲法院の審査に付され、憲法院は2008年1月17日に合憲と判決した。  
労働法典 L. 1411-1 条1項:「労働審判所は、雇用主またはその代表者とその雇用主が雇用している賃金労働者の間での、本法典の規定に服するすべての労働契約に際して生じる紛争を、調停により解決する。」  
2項:「労働審判所は、調停が成功しなかったときは、紛争を裁判する。」  
L. 1411-2 条:「労働審判所は、公的サービスに就いている者が私法による条件で雇用されているときは、その者の紛争および訴訟を解決する。」  
L. 1411-3 条:「労働審判所は、労働に際して生じた、労働者間の紛争をおよび訴訟を解決する。」  
L. 1411-4 条1項:「労働審判所は、請求額を問わず、本章に定められた紛争を裁判する唯一の権限を有する。これに反する協約は、すべて記載されなかったものとみなされる。」  
2項:「労働審判所は、法律、特に労働災害および職業病に関して社会保障法典が別の裁判機関に権限を付与している紛争を裁判する権限をもたない。」  
L. 1411-5 条:「労働審判所は、行政庁が労働審判所に提起した問題について意見を述べる。」
- 3) 2008年12月3日現在の労働審判所の数は210である。それ以前は271であった。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice) et «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 4) 労働審判所は、2008年には202,103件(2007年には194,051件)の事件を裁判した。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008» (Ministère de la Justice) et «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)

### 3) 農事賃貸借同数裁判所 (tribunal paritaire des baux ruraux)

農事賃貸借同数裁判所は、農事賃貸借の貸し主と借り主の間の紛争を裁

判する権限をもち、小審裁判所の所在地に設置される(農事法典 Code rural L. 491-1条)。

農事賃貸借同数裁判所の起源は、ヴィシー政権時代に遡る。1943年9月4日の農地賃貸借における貸し主と借り人の間の争いを判決する権限をもった調停同数委員会に関する法律は、選挙で選ばれる地主と小作人で構成される調停および判決同数委員会 (commission paritaire de conciliation et de jugement) を創設した。

その法律によれば、地主と小作人間の紛争は不動産所在地のカントン (canton: 当時の地方行政組織) の中心にある同数委員会に訴えられた(同法律2条)。この同数委員会は、カントンもしくはディストリクト (district: 当時の地方行政組織) の長または治安裁判官が委員長となり2人の所有者である貸し主と2人の小作人で構成されていた(同法律3条)。

1944年のフランスの解放 (Libération) 後、1944年12月4日のオルドナンスは、前年に創設された同数委員会に修正を加えて再組織した。職業裁判官が裁判長となり、2段階の裁判機関となった。治安裁判官が裁判長である第一審の委員会と民事裁判所の所長が裁判長であるアロンディスマンごとに設置される第二審の同数委員会であった。

今日の構成が定められたのは、1958年12月22日のデクレ第58-1293号<sup>1)</sup>によってである。

農事賃貸借同数裁判所は、小審裁判所の裁判官が裁判長となり、ほかに2名ずつの賃貸し人と借り人の代表者である選挙された合計4名の陪席裁判官で構成され、必要があれば、定額小作の賃貸し人と借り人で構成される部および分益小作の賃貸し人と借り人で構成される部に分けられる(農事法典 L. 492-1条)。

選挙人になるためには、フランス国籍をもっていること、またはヨーロッパ連合構成国の国民であることなどの条件が定められている<sup>2)</sup>。

陪席裁判官の任期は6年である<sup>3)</sup>。

農事貸借同数裁判所は、ほかの民事裁判所と違って常設の裁判機関ではない。裁判すべき事件の数によりその開廷期間や開廷の数が異なる。

土地管轄権がある裁判所は、民事訴訟法880条によれば、農事貸借の対象となっている不動産所在地の裁判所である。

農事貸借同数裁判所は、4,000ユーロまでは終審として、それ以上の額または不確定な額については控訴を条件として裁判する(農事法典 R. 491-1条)。控訴の申し立ては、控訴院社会部に対してなされる。

- 1) 1958年12月22日には、裁判組織に関して23のオルドナンスとデクレが制定されている。本文のデクレは、その21番目のものである。1958年12月22日のデクレ第58-1293号第1条以下の多くは、農事法典の L. 491-1 条以下に編入されている。
- 2) 農事法典 L. 492-2 条 1 項：「貸貸し人および賃借り人は、農事貸借同数裁判所の陪席裁判官の選挙に必要な資格をもって名簿に登録されるためには、次の条件を併せもたなければならない。
  1. フランス国籍を有する者またはヨーロッパ共同体構成国もしくはヨーロッパ経済地帯に関する協定国の国民であること。
  2. 年齢18歳以上であること。
  3. 民法上の権利、公民権および職業上の権利を享有していること。
  4. 農事貸借同数裁判所の管轄区域に住所もしくは居所を有し、または所有者としてそこで農事貸借の対象である不動産を所有していること。」
- 2 項：「定額小作または分益小作に関する貸貸借に関する貸貸し人もしくは賃借り人の資格をもっており且つ農事貸借同数裁判所の管轄区域にその本社がある法人は、法人が任命する代表者が選挙人となる。その代表者は、第1項に定められた条件を満たさなければならない。その代表者は、代表する法人が5年以上貸貸し人または賃借り人の資格をもっており、26歳以上で、次項に定める候補者の宣言をしたときは、被選挙権をもつ。」
- 3 項：「フランス国籍をもった26歳以上の選挙人で、5年以上定額小作または分益小作に関する貸貸借に関する貸貸し人もしくは賃借り人の資格をもち、立候補の宣言をした者は、被選挙権をもつ。」
- 3) 農事法典 L. 492-4 条 1 項：「農事貸借同数裁判所の陪席裁判官は、任期6年で選ばれる。」
  - 2 項：「陪席裁判官は、職務に就く前に、誠意をもって公明正大に職務を遂行し、審議の秘密を守ることを、個々に、小審裁判所裁判官の前で宣誓する。」
  - 3 項：「同一カテゴリーの部に属する陪席裁判官、正規の裁判官および補充裁判官の全体の数が2人に減ったときは、知事は、2カ月の期間内に、それを補充するための部

分的な選挙を行う。」

4) 社会保障事件裁判機関 ( jurisdiction en matière de sécurité sociale )

現在の社会保障に関する裁判機関は、1958年の司法制度改革によるものである。1958年12月22日の社会保障訴訟に関するオルドナンス第58-1275号および1958年12月22日の社会保障訴訟に関するオルドナンス第58-1275号の適用を定めるデクレ第58-1291号による改革である。

社会保障事件に関しては、2種類の訴訟がある。一般的訴訟 ( contentieux général ) といわれる法的な性質をもった訴訟と技術的訴訟 ( contentieux technique ) といわれる医学的性質をもった訴訟である。前者については社会保障事件裁判所が扱い、後者については労働災害被害者裁判機関が扱う。

i ) 社会保障事件裁判所 ( tribunal des affaires de sécurité sociale )

社会保障事件裁判所は、一つの社会保障組織の区域を管轄範囲とする<sup>1)</sup>。

この裁判所においては、社会保障事件裁判所が設置されている区域を管轄する大審裁判所の裁判官が裁判長となる。裁判長は、控訴院の裁判官総会の意見を聴いた後、控訴院院長により3年任期で任命される。陪席裁判官は、任命制の賃銀労働者の代表1名、使用者および独立労働者の代表1名である。農業職に関する訴訟の場合は農業職の陪席裁判官が任命され、そうでない場合は非農業職の陪席裁判官が任命される ( 社会保障法典 L. 142-4 条 )。陪席裁判官も、社会保障事件裁判所所長の意見を聴いた後、控訴院院長によって3年任期で任命される ( 社会保障法典 L. 142-5 条 )。

社会保障事件裁判所は、第一審として、社会保障に関する一般的訴訟に属する紛争、および労働法典 L. 143-11-6 条、L. 321-4-2 条、L. 351-3-1 条、L. 351-14条に定められた寄付金および分担金の徴収に関する紛争を裁判する<sup>2)</sup>。この裁判所の判決に対する控訴は控訴院社会部に申し立てられる ( 社会保障法典 L. 142-2 条 )。

1) 社会保障事件裁判所の数は、2007年現在 116 で、そのうち 4 は海外にある。2008年には



## フランスの裁判制度( 1 )(中村)

100,155件(2007年には92,910件)の事件を裁判した。cf. ‹Les chiffres-clés de la Justice, 2009› (Ministère de la Justice et des Libertés) et ‹Les chiffres-clés de la Justice, octobre 2008› (Ministère de la Justice)

- 2) 社会保障法典 L. 142-12条 1項:「管轄権のある裁判所は、その管轄範囲に利害関係がある社会保障を受ける者または使用者の住居がある裁判所、または異なる裁判所の管轄範囲に設置されている組織間の紛争の場合は被告組織の設置場所の裁判所である。」
- 2項:「但し、その管轄範囲に次のものがある裁判所が管轄権を有する。
1. 死亡事故でない労働災害の場合は、選択により、事故の場所または被害者の住居。
  2. 死亡事故の場合は、被害者の最後の住所。
  3. 社会保障を受ける者と使用者間の紛争の場合は、社会保障を受ける者の住所。
  4. 労働者の加盟および分担金に関する問題にかかわる紛争の場合は、使用者の事業所。
  5. 本法典 L. 241-5-1 条 1項, 2項および農事法典1154-1 条 1項の適用に関する紛争については、派遣労働についての企業の関連した事業所。
  6. R. 243-6 条 の 2項および R. 243-8 条の適用に際して、使用者がその社会保障分担金を支払う徴収機関の設置場所。」
- 3項:「請求者の住所が L. 142-2 条に定められた裁判所の管轄区域にない場合は、司法大臣、社会補償担当大臣および農業担当大臣の命令が、管轄権をもった裁判所を決定する。」

### ii) 労働災害被害者裁判機関 (jurisdiction de l'incapacité)

この裁判機関は、医学的性質の訴訟、すなわち廃疾、労働不能、労働不適格、要手当、要治療などに関する問題について専属管轄権をもっている。

この裁判機関には 2 段階あって、第一審は労働災害訴訟裁判所で、第二審は労働災害被害者および労働災害保険補償料国家法院である。

#### a) 労働災害訴訟裁判所 (tribunal du contentieux de l'incapacité)

この裁判所は<sup>1)</sup>、社会保障法典 L. 143-1 条が定める労働災害における廃疾の状態または程度、恒久的労働不能などについての異議申し立てを管轄する(社会保障法典 L. 143-2 条 1項)。

この裁判所は、3人の裁判官で構成され、所長は行政機構または司法機構に属する裁判機関の名誉裁判官、2名の陪席裁判官は賃銀労働者の代表および使用者もしくは独立の労働者の代表である(社会保障法典 L. 143-2 条 2項)。所長は、労働災害訴訟裁判所がその管轄範囲に設置されている控

訴院院長により作成された 4 名の名簿の中から司法大臣により任期 3 年で任命される ( 社会保障法典 L. 143-2 条 4 項 )。

この裁判所の判決に対する控訴は、労働災害保険補償料国家法院に対して申し立てられる ( 社会保障法典 L. 143-3 条 )。

- 1) 2008 年 2 月 15 日のデクレ第 2008-145 号および 2008-146 号によれば、2008 年現在 26 ( そのうち 4 は海外 ) の労働災害訴訟裁判所が設置されている。cf. « Les chiffres-clés de la Justice, 2009 » ( Ministère de la Justice et des Libertés )

- b) 労働災害被害者および労働災害保険補償料国家法院 ( Cour nationale de l'incapacité et de la tarification de l'assurance des accidents du travail )

この国家法院は、アミアン ( Amiens ) に設置されていて<sup>1)</sup>、労働災害訴訟裁判所の判決に対する控訴を裁判する権限だけをもっている。この法院の構成は、その管轄区域に国家法院が設置されている控訴院の裁判官が任期 3 年の裁判長となり、陪席裁判官は賃金労働者の代表および使用者もしくは独立の労働者代表である ( 社会保障法典 L. 143-3 条 )。

- 1) 社会保障法典 L. 143-6 条 3 項 : 「労働災害保険補償料国家法院の設置場所は、コンセイユ・デタのデクレにより定められる。」

## 2. 民事の第二審裁判機関 : 控訴院 ( Cour d'appel )

第二審の裁判機関として控訴院が設置されている。

控訴院は<sup>1)</sup>、他の裁判所に付与されている権限を除いて、第一審として下された民事および刑事の判決に対する控訴について裁判する ( 司法組織法典 L. 311-1 条 1 項 )。控訴院は、完全に、事件の本案を裁判する ( 司法組織法典 L. 311-1 条 2 項 )。控訴院は、合議の組織で裁判を行う ( 司法組織法典 L. 312-1 条 )。

控訴院の設置場所および管轄範囲は、司法組織法典の付表 ( tableau IV annexé ) に従って定められる ( 司法組織法典 D. 311-1 条 )。管轄範囲については、多くの控訴院は原則的には 2 県から 4 県に及ぶが、1 県に限られている控訴院もあるし ( メッス Metz の控訴院はモゼル Moselle 県だけ )、5 県

(レンヌ Rennes の控訴院)あるいは6県(パリの控訴院)に及ぶ控訴院もある(司法組織法典 Article Annexe Tableau IV)。

控訴院の設置場所は、パリおよび地方の主要都市であるが、必ずしも最も大きい都市とは限らない。

二審制の原則により、事件は、2回目には階層的に上級の裁判機関により裁判される。民事事件、商事事件および社会事件の控訴審は、必ず控訴院である。1958年の司法改革、特に1958年12月22日の司法改革に関するオルドナンス第58-1273号および司法改革に関するオルドナンス第58-1273号の適用を定めるデクレにより、それまでいくつかの控訴裁判機関があったものが控訴院に一本化された。

民事事件、商事事件および社会事件の控訴裁判機関は、控訴の対象となった判決を下した第一審裁判機関がその管轄範囲に設置されている控訴院である。控訴院は、これらの一般的な管轄権のほか、商事裁判所所長の選挙に関する異議申し立て、弁護士に関しては理事会選挙や弁護士会会長選挙などについて特別な裁判権をもっている(司法組織法典 L. 311-2条から L. 311-6条)。

控訴手続きの費用や控訴をした場合の時間的な問題を考慮して、小さな事件については二審制の原則は排除される。そのような少額事件が控訴できないことについては、第一審裁判機関のところで既にみたとおりである。

控訴院は、法院裁判官 (conseiller) と呼ばれる裁判官 (前述 - 6 参照) で構成されている。アンシアン・レジームのもとでの裁判は国王の名によって行われていたが、国王は事前に法律家の助言を得ていた。conseiller という呼び方は、この法律家が、当時、裾の長い法服を着た助言者 (conseiller de robe longue) と呼ばれていたことに由来する<sup>2)</sup>。

それぞれの控訴院における裁判官の数は、控訴院の規模と扱う事件の量によって異なる<sup>3)</sup>。

控訴院は、院長 (premier président) により指揮される。第一審裁判機関の長は単に président と呼ばれるが、控訴院の院長は premier président といわれ、控訴院で単に président と呼ばれるのは各部の部長を指す。

控訴院の院長は、他の裁判機関の長と同様に、控訴院の管理および運営に責任をもっている。事件を各部に配分し、全体の規律に注意し、裁判すべき事件がうまく進行するようにしなければならない。院長はまた、その管轄区域にある大審裁判所および小審裁判所を定期的に訪れて裁判の状況を視察し、毎年、その報告書を司法大臣に提出しなければならない。

緊急なすべての場合に、控訴院院長は、控訴審において自ら急速審理を命令することができる (民事訴訟法典956条, 司法組織法典 L. 311-7-1 条, 司法組織法典 R. 311-5 条)。

院長は、法令により与えられている権限とは別に、民事訴訟法典に従って控訴の場合の仮執行の決定や弁護士の名誉に関する異議申し立てや弁護士会会長の決定に対する不服申し立てなどについても権限をもっている (司法組織法典 L. 311-7 条)。

控訴院には、複数の部 (chambre) があるが、院長が部の裁判長を務めるときは、その部の部長は陪席裁判官として出席する (司法組織法典 R. 312-1 条)。部の数は、控訴院の重要性に応じて異なる。パリ控訴院は25部に分かれており、部はさらに課 (section) に分けられている。そのほかに4課からなる予審部 (chambre de l'instruction) がある<sup>4)</sup>。

民事の部の種類としては、民事部、商事部、社会部があり、第一審裁判機関の判決に対する控訴は、それぞれ対応した部に申し立てられる。すなわち、小審裁判所および大審裁判所の判決に対する控訴は、民事部に申し立てられ、商事裁判所の判決に対する控訴は商事部に、社会保障事件裁判所、農事賃貸借同数裁判所および労働審判所の判決に対する控訴は社会部に申し立てられる。

控訴院の法廷には、通常法廷 (audience ordinaire) と厳粛法廷

(audience solennelle) がある。

通常法廷は、普通の判決組織であり、裁判長と複数の裁判官 (conseiller) で構成される (司法組織法典 L. 312-2 条 1 項)。

厳粛法廷は、たとえば破棄後の移送 (破棄移送については後述、破棄院の項参照) について裁判する場合のような重要な事件を裁判する場合の組織である。この場合、法廷は院長と複数の部に属する裁判官で構成される (司法組織法典 L. 312-2 条 2 項)。

破棄院、控訴院、大審裁判所および小審裁判所の裁判官、司法官試補、書記の法廷における服装および記章については、司法組織法典 R. 111-6 条で定められている。司法組織法典 R. 111-6 条の付表 (Annexe Tableau I) によれば、通常法廷では、控訴院の院長、裁判官、検事長 (procureur général)、検事正 (avocat général) とともに黒色の幅の広い袖の法服、ネクタイは白色のひだのついたものを着用する。厳粛法廷では、院長、部長、検事長、検事正は幅の広い袖に毛柄の折り返しのついた赤い色の法服を着用し、裁判官および検事は幅の広い袖の赤い色の法服を着用する。

- 1) 2008年現在、35 (そのうち5は海外) の控訴院が設置されている。また、控訴院は、2008年には、民事の上級裁判機関として、218,305件の事件を裁判した。cf. «Les chiffres-clés de la Justice, 2009» (Ministère de la Justice et des Libertés)
- 2) cf. Roger Perrot, *op. cit.*, p. 142.
- 3) 2002年現在パリ控訴院には、院長、62人の部長および124人の裁判官がいた。cf. Roger Perrot, *op. cit.*, p. 143.
- 4) cf. Roger Perrot, *op. cit.*, p. 144.